令和4年10月31日

総務教育常任委員会会議録

塩竈 市議 会事務局

塩竈市議会総務教育常任委員会会議録

令和4年10月31日(月曜日)午前10時00分開会

出席委員(6名)

鎌田礼二委員長

菅 原 善 幸 副委員長

阿 部 かほる 委 員 小 高 洋 委 員

土 見 大 介 委 員 志 賀 勝 利 委 員

出席議長団(1名)

山 本 進 副議長

欠席委員(なし)

説明のために出席した職員

市 長佐藤光樹 副市長佐藤靖

総務部長佐藤俊幸 市民生活部長 長峯清文

総務部次長

兼総務人事課長 鈴木康弘 秘書広報課長 扇谷剛四

総

務

務

総務部

総務部総務人事課

総務係長阿部俊弘

事務局出席職員氏名

事務局次長 吉田圭子 議事調査係長 石垣 聡

議事調査係主査 工 藤 聡 美 議事調査係主査 梅 森 佑 介

会議に付した事件

議案第52号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

調査事件「契約並びに市有財産、公共用地の取得・処分及び管理について」

・契約事務について

午前10時00分 開会

○鎌田委員長では、皆さんおはようございます。

ただいまから総務教育常任委員会を開会いたします。

本日の委員会におきましては、新型コロナウイルスへの感染防止の観点から、発言の際にもマスクを外す必要はございません。また、委員会室の扉を開放するなどの感染防止対策を行いますので、委員の皆様におかれましても、感染症対策の徹底にご協力いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

傍聴者はおりませんね。

本日の閉会中審査の議題は、議案第52号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」及び調査事件「契約並びに市有財産、公共用地の取得・処分及び管理について」の うち、契約事務についての2件であります。

議事の都合上、まず、議案第52号について審査を行った後、暫時休憩し、職員の入替えを行い、調査事件「契約並びに市有財産、公共用地の取得・処分及び管理について」のうち、契約事務についての調査を行いたいと思います。

これより議事に入ります。

議案第52号を議題といたします。

それでは、当局の説明を求めます。佐藤市長。

○佐藤市長 おはようございます。

総務教育常任委員会にご審査を賜るに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日の委員会で審査をお願いいたします案件は、令和4年9月定例会で上程をし、継続審査 となっております議案第52号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」に ついてであります。この後担当課長からご説明させますので、よろしくお聞き取りいただき ますようにお願いを申し上げます。

- ○鎌田委員長 鈴木総務人事課長。
- ○鈴木総務部次長兼総務人事課長 まず、ご説明を申し上げます前に、9月定例会の総務教育常任委員会におきまして議案審査に係ります資料が不足していたため、委員の皆様にはご迷惑をおかけいたしましたことをおわびさせていただきたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

それでは、改めまして、私から議案第52号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきましてご説明を申し上げさせていただきます。

恐れ入りますが、総務教育常任委員会資料、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、括弧といたしまして、塩竈市特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除誤りについてとある資料をご用意いただきたいと思います。

それでは、1ページをお開き願います。

まず、1の概要でございます。こちらの概要につきましては、塩竈市特定復興産業集積区域において指定事業者が新設または増設をいたしました資産につきまして、固定資産税の課税免除に関する条例に基づき、固定資産税の課税免除を実施してございましたら、今般課税免除の対象とならない償却資産を誤って課税免除の対象としていたことが判明したため、その原因につきましてと、今後の対策をしたところについてまとめましてご報告をさせていただくものでございます。

2の塩竈市特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除制度についてとして、改めまして、制度についてのご説明をさせていただきたいと存じます。

まず、(1)の制度の概要でございますが、塩竈市特定復興産業集積区域において、塩竈市から指定を受けた法人等が一定の事業のために新設・増設をした資産、これは施設・設備等になりますが、こちらにつきまして新たに課されることとなりました年度以降、5年分の固定資産税を免除するものとなってございます。

(2) といたしまして、制度に係ります当市の事務分担を表として記載をしております。まず、表の上段の政策課でございますが、こちらにつきましては、塩竈市特定復興産業集積区域の設定、それから、国、県等への認定申請等を所掌業務としてございます。次に、表の中段の商工観光課でございますが、こちらにつきましては、対象事業者の指定・認定、こちらの事務手続の窓口を行ってございます。表の下段の税務課でございますが、こちらにつきましては、対象事業者の設備投資に係ります固定資産税の課税免除の所掌事務が税務課となってございます。

大きな3番、課税免除の誤りが判明した経緯でございます。令和4年4月19日に、商工観光 課から税務課に対しまして、課税免除の対象とならない償却資産についても課税免除を行っ ている事例があるのではないかというような確認の依頼があり、同日に税務課で調査をした 結果、その事実が判明したものでございます。 4の課税免除の誤りが生じた原因でございますが、平成25年度に宮城県が開催をいたしました市町村向けの説明会において配付された資料でございますが、課税免除の対象となる償却資産の範囲が示されておりましたが、担当課の確認不足によりまして、本来課税免除の対象とならない償却資産について課税免除を行ってしまったというところが原因でございます。表に課税免除の対象となる資産をまとめてございますが、今回、下から2段目と下段の、車両及び運搬具と工具、器具及び備品、こちらを誤って課税免除として処理したものでございます。

2ページをご覧いただきたいと存じます。

5の固定資産税の課税免除に係る事業者数及び金額ですが、課税免除開始時から令和3年度までの事業者数、金額等を表にまとめてございます。まず、課税免除全体の総額でございますが、事業者数で44の事業者、金額で8億1,263万3,800円でございます。

今回の課税免除の誤りの総額につきましては、太字で書いているところでございますが、 529万9,900円になり、うち賦課更正の可能分につきましては、平成29年度から令和3年度分 におきます15の事業者、274万3,800円、賦課更正が不能となりました分につきましては、平 成26年度から平成28年分における10事業者、255万6,100円となってございます。

6の対応状況についてでございます。 (1) の対象事業者への訪問につきましては、令和4年5月17日から23日にかけまして、税務課が、賦課更正が可能となります15の事業者に対しまして訪問させていただき、課税免除の誤りについて謝罪をするとともに、賦課更正決定通知書を持参させていただきまして、納税の依頼を行わせていただいたところでございます。 結果といたしまして、令和4年8月24日までに、全ての更正可能額の納付をいただいたというところでございます。

次に、(2)でございます。減収補塡額の繰上げ返還でございますが、制度上、塩竈市特定 復興産業集積区域におきます固定資産税の課税免除による減収が生じた場合については、国 から全額震災復興特別交付税より減収補塡がされるような制度となってございます。今回、 課税免除の誤りに係ります交付税の返還分につきましては、県との協議の結果、令和4年9 月分の交付税の交付分から相殺をされるということになってございます。

(3)の議会等への報告でございますが、表に時系列でまとめさせていただいております。 まず、令和4年4月19日、これが発覚したときに、翌4月20日に、まずは市長、副市長に対 しまして概要を報告したところでございます。続きまして、令和4年5月10日に市議会の皆 様へは事案の概要を、レターケースに入れさせていただきまして、ご報告をさせていただいた後に、令和4年5月12日になりますが臨時記者会見を開催したところでございます。その後、5月23日に開催させていただきました民生常任委員協議会では、課税免除の誤りの概要についてご報告をさせていただき、令和4年8月23日の、同じく民生常任委員協議会では課税免除の誤りに伴う対応状況について報告をさせていただいたところでございます。

3ページをご覧いただきたいと存じます。

7の再発防止策でございますが、大きく3点につきまして対策の実施を徹底してまいりたい というふうに考えてございます。

まず、1つ目といたしまして、(1)にあります、組織としての適切な事務執行でございます。事業の実施に当たりましては、担当職員のみならず管理職を含めた組織として、根拠法令、あるいは、制度内容の正しい理解に努めまして、各種マニュアル等に基づき適切に事務を執行するというふうに考えてございます。特に、新規事業の開始時に当たりましては、組織の中におきまして制度の内容、こちらを詳細まで共有し、確認すべき事項等についてはチェックリストを作成、活用することで、改めまして組織全体で徹底をしていきたいと考えてございます。

2つ目につきましては、(2)の職員一人一人の資質の向上でございます。実務的な研修に職員を積極的に受講させまして、職務を遂行する上での事務知識、実務の知識、あるいは専門知識の獲得を図りますとともに、同種業務を行っております近隣自治体の担当者との情報共有を積極的に行うこと等によりまして、多角的な視点で事業を捉えることができるよう、特に職員一人一人の資質向上に努めていきたいと考えてございます。また、これらの実現に向けましては、より一層の研修制度の充実、あるいは、他自治体との人事交流等も積極的に取り組んでまいりたいと考えてございます。

3つ目につきましては、(3)といたしまして、全庁的な情報共有による業務の再点検・改善でございます。本事案及びこれまでに生じました事務処理誤り等の概要、原因等につきましては、全庁的に共有をいたしまして、各部課におきまして、業務の再点検、改善を図ってまいりたいと考えてございます。

8番、関係職員の処分の状況でございます。こちらにつきましては、まず丸印の1つ目でございますが、令和4年10月14日におきまして、塩竈市職員懲戒審査委員会を開催いたしまして、関係職員の処分案を審議してございます。その結果を踏まえまして、下の丸印の2つ目

でございますが、令和4年10月20日には制度開始時の担当者及び担当係長の2名に対しまして、文書による厳重注意を行ってございます。なお、決裁権者としての当時の課長、課長補佐、係長8名に対しましては、口頭により厳重注意の処分をしているというような状況でございます。

9のその他でございますが、改めまして、今回の固定資産税の課税免除誤りと、それから下水道使用料の賦課徴収漏れの対応状況といたしまして表にまとめさせていただいております。まず、今回の固定資産税の課税免除の誤りへの対応といたしましては、市長につきましては、給料月額の10%の減額1か月を今上程させていただいておりまして、下水道につきましては、給料月額の20%減額一月分というふうにしてございます。副市長、教育長及び管理職につきましては、それぞれ今回も、下水道のときも寄附というような対応というふうになってございます。

次に、議会への報告でございます。今回につきましては、先ほどご説明をさせていただきま したとおり、民生常任委員協議会の報告となってございまして、下水道のときにつきまして は、全員協議会でご報告をさせていただいたというところでございます。

最下段、職員の処分の状況でございますが、今回の件につきましては、先ほどご説明をさせていただきましたが、下水道のときにつきましては、まず懲戒処分ということで減給10%4か月の職員が1名、減給10%2か月の職員が1名、戒告処分の職員が1名となってございます。そのほか、内規による処分といたしまして、訓告が1名というのが下水道の処分の状況でございました。

資料の説明については以上でございます。よろしくご審査を賜りますようお願いいたします。

- ○鎌田委員長では、これより質疑を行います。各委員の発言をお願いいたします。志賀委員。
- ○志賀委員 まずは、初めに、ちょっと基本的なところからお聞きします。

塩竈市特定復興産業集積区域というのは、どこの部分に当たるのか確認したいと思います。

- ○鎌田委員長 鈴木税務課長。
- ○鈴木総務部税務課長 ただいま志賀委員から塩竈市特定復興産業集積区域、こちらのエリアということでのお尋ねございました。こちらに関しましては、現在令和3年4月1日に特定復興産業集積区域となってございまして、その対象につきましては、新浜町1丁目の一部、新浜町2丁目、新浜町3丁目、あるいは、北浜1丁目、北浜4丁目の一部、杉の入3丁目の一部、杉の入4丁目の一部となってございます。また、中の島貞山通の部分1丁目から3丁目、

港町1丁目、2丁目の一部、舟入1丁目、こちらのほうが指定区域となってございまして、おおむね沿岸部の工業地帯というふうな状況となってございます。

以上でございます。

- ○鎌田委員長 志賀委員。
- ○志賀委員 それでは、今の範囲の中で、課税免除、全総数というのは、44事業者ということなんですが、これ、少なくないですか。それとも、事業者数が少ないということですか、こんなに。
- ○鎌田委員長 鈴木税務課長。
- ○鈴木総務部税務課長 こちらですが、先ほど総務人事課長からご説明ございましたが、まずこちらの特定復興産業集積区域、こちら政策課で決定いたします。こちらの中で、復興計画をつくった中で対象事業者というものが指定されますけれども、そちらを商工観光課で認定いたしまして、対象となります事業者の累積が44事業者となってございます。

以上でございます。

- ○鎌田委員長 志賀委員。
- ○志賀委員 あと、例えばですけれども、ここの3です、課税免除の誤りが判明した経緯で、商工観光課からということなんですが、従来だと1回答申してしまうと、なかなか、その担当課がその事業の見直しをするということはないかと思うんですね。それで、これは何を見てそういうチェックをしようと思ったのか、その辺の事由をちょっとお聞かせください。
- ○鎌田委員長 鈴木総務人事課長。
- ○鈴木総務部次長兼総務人事課長 お答えさせていただきます。今商工観光課では、事業者からの申請を受け付けているとお話をさせていただきましたが、その際に添付される資料の中に償却資産のリストというのも添付されてございました。その中で、対象事業者から、この資産については課税免除の対象になるでしょうかというような照会が商工観光課にございまして、その話を税務課に商工観光課が確認したというのが経緯でございます。

- ○鎌田委員長 志賀委員。
- ○志賀委員 ということは、この該当事業者からそういう話があったと、それで調べたらそうい う結果になったということですね。それで、例えば、この4の課税免除の誤りが生じた原因 ということで、例えば、車両及び運搬具ということもあるんですが、この車両及び運搬具は、

従来ですと、車、トラックとかそういったものについては、これは償却資産の登録対象には なっていないですよね。ですから、そのほかにどういったものがあるのか、ちょっと教えて ください。

- ○鎌田委員長 鈴木税務課長。
- ○鈴木総務部税務課長 今回の処理誤りとなっております工具、器具及び備品の関係でございます。こちら、主に水産加工業者が多いものですので、主には検査機器、そういったものが対象となっており、あるいは、パソコン等ですね、そういったものが備品ということになってございまして、そういったものが処理を誤って課税していたというような状況となってございます。よろしくお願いいたします。
- ○鎌田委員長 志賀委員。
- ○志賀委員 そうすると、ここには、車両及び運搬具と書いてありますけれども、車両及び運搬 具については、そういった漏れがなかったということなんですか。それとも、あったという こと、ちょっとその確認です。
- ○鎌田委員長 鈴木税務課長。
- ○鈴木総務部税務課長 大変失礼いたしました。車両及び運搬具でございますが、こちらは主に フォームリフト、ナンバーを取得していないような場内等で用いるものでございますが、こ ちらについても該当があったということを確認してございました。よろしくお願いいたしま す。
- ○鎌田委員長 志賀委員。
- ○志賀委員 まず、毎年償却資産というのは、事業者が提出しているわけですけれども、それに 基づいて税務課で資料つくるわけですけれども、そういった作業をしていて、なおかつ気が つかなかったという、8年、何年だ、5年間ですか、というところなんですか。その間、担 当いろいろ替わっていますよね。その辺ちょっと教えてください。
- ○鎌田委員長 鈴木総務人事課長。
- ○鈴木総務部次長兼総務人事課長 まずは、課税免除の誤りが生じた原因の4のところで、1ページでご説明をさせていただきましたとおり、今回償却資産の課税免除の対象とならないものにつきましては、県の説明会の資料の中に明記をされてございましたが、それを担当者が見落としてしまったために課税免除をしてしまったというところが原因でございましたので、一番最初のところからやはり間違って解釈をしていたというか、確認が不足していたというところ

が今回の大きな原因と考えてございます。

以上でございます。

- ○鎌田委員長 志賀委員。
- ○志賀委員 それは、課税漏れしたということよりも、課税してしまったという間違いだったら何となく納得できるんだけれども、何か、課税漏れしたということが、納得が、腑に落ちないんですよ。勘ぐると、誰かの指示があったのかとかね、そういうことも考えられるという、その辺あれですよ。

そうすると、今度一番最後のページに、再発防止策ということで、(1)で各種マニュアル 等に基づき適切に事務を執行しますと。それで、職員一人一人の資質の向上で実務的な研修に 職員を積極的に受講させて防ぐということを書いてあるわけですが、その前にも税務課のほう でエクセルから落としてやるときに一桁ずれてあったと、そうすると、そのときは何をやって いたんだと。その後、またこういった問題があったということになったときに、本当にマニュ アルをつくれば済む問題なのか、それとも、一人一人の質の向上、研修をやれば済む問題なの か、やっぱりそこをちゃんと防げるような対策を講じていかないと、同じことの繰り返しにな っていくのではなかろうかと。ですから、こういった新しい、そういった取り入れてシステム の変更があった場合には、担当者はしっかりやらなきゃいけないけれども、それをチェックす る役職の方が、通常は、結局めくらだったと言ったら失礼だけれども、それに近い感じで、た だ惰性に流されて判こを押している、その意識を変えていかないと、こういう間違いというの は、なくならないのかなというふうに感じるわけですね。人間ですから、単純に間違いがあっ て、間違いは正せばいいという問題なんだけれども、そのときね、ただ、やっぱり役所という のは、民間企業と違ってそこはなかなか許されないところだと私は思うわけです。ですから、 なおのこと、そういう間違いを起こさないためにどういった仕組みを構築していかなければい けないのかというところを、やっぱりしっかりとしていかなきゃならないし、担当者に間違い で、例えば、責任を負わせるというのは、これはこれで必要なのかもしれないけれども、やっ ぱりそれをチェックしている管理者に対して、より大きな責任を持たせるということが、やっ ばり管理者のチェックということ、重大な責務を全うすると、その分手当を多くもらっている んですから、そういうことをきちんと責任体制を明確にすると、部下に責任を負わせるのでは なくて、課長、係長が責任を負うという仕組みづくりをしていかないと、チェックする側の意 識の改革ができないのではないのかなというふうに思うわけです。その辺に対してどうでしょ

う。

- ○鎌田委員長 鈴木総務人事課長。
- ○鈴木総務部次長兼総務人事課長 志賀委員のおっしゃるとおりだと考えてございます。管理職が最終的に決裁という形でそこのところの責務を負うというところは、まさにそのとおりでございますので、今回の事例につきましても、当初に制度のほうをしっかりと管理職が把握をいたしまして、チェックをする項目というところをきちんとチェックできなかったというところが、この間違いが今日まで気づかれなかったという大きな原因というのがございますので、我々管理職含めまして、こちらにも書かせていただきましたが、きちんと制度の概要についてきちんと確認をしまして、何をチェックするべきなのかというところを、しっかりと確認した上で決裁をしていくということが大事だと考えてございます。ありがとうございます。
- ○鎌田委員長 ほかございますか。小高委員。
- ○小高委員 おはようございます。私からも少しだけお伺いさせていただきます。

それで、先ほど志賀委員のほうからもお伺いがございましたが、まず、制度に係る本市の事務分担というところのご説明があって、それって、誤りが判明した経緯というところでの説明もいただいたんですけれども、基本的なフローとして、事業者があって資産があって、それが課税免除に至るまでの、誰がどこに申請して、誰がそれを認定していて、そういった一定のフローを教えていただけますか。

- ○鎌田委員長 鈴木総務人事課長。
- ○鈴木総務部次長兼総務人事課長 資料の1ページの2の(2)になりますが、まずこの表になります。まず、政策課でございますが、ここでの政策課は、区域の設定ということで、この区域の設定につきまして、国、県に審査を行うというのが所掌事務でございます。続きまして、中段の商工観光課でございますが、こちらでは、事業者が直接指定を受けるための受付をする窓口となってございまして、最終的に税務課のほうが商工観光課での指定・認定を受けまして、それを基に固定資産税の課税免除を行うというのがフローとなってございます。以上でございます。
- ○鎌田委員長 小高委員。
- ○小高委員 そうなりますと、まず政策課としては、区域を設定したら、あとは一個、一個の個 別案件については基本的に関わらない形になるわけですよね。それで、事業者のほうから申

請というものが商工観光課に届くと。そこで、妥当であるか否かのチェックというのが一回 入って、そこで妥当であるということになれば、税務課のほうでは、いわゆる実務上免除を 行うというような、そんなフローになっているということですね。

- ○鎌田委員長 鈴木総務人事課長。
- ○鈴木総務部次長兼総務人事課長 小高委員おっしゃるとおりでございます。
- ○鎌田委員長 小高委員。
- ○小高委員 分かりました。そういった一連のフローの中で、課税免除の誤りが判明をしたというのは、そうであるならば、それ以前も事業者から商工観光課に申請が来ていたと、それについては制度の認識を誤ったまま、通していたものを、あるタイミングでこれは違うんでないかと気づいたということでの受け止めでいいですか。
- ○鎌田委員長 鈴木総務人事課長。
- ○鈴木総務部次長兼総務人事課長 今回の税制の特例でございますが、実は、固定資産税に限ったことではございませんで、国税、県税、あるいは、市町村であれば固定資産税というような税制を取って、それぞれに対象事業者のほうが商工観光課の認定を受けまして、それぞれ窓口に申請するということでございますので、あくまでも商工観光課は対象事業者の指定・認定というところになっておりまして、税務課のほうが、税制特例の、固定資産税の受付という担当になってございます。

- ○鎌田委員長 小高委員。
- ○小高委員 そうなりますと、妥当であるかどうかを判断するのは商工観光課ではなくて、あくまで税務課であるということですよね。分かりました。そういった一連の流れがあって、そうした中で、商工観光課で、あれということになったということであったんですが、そうした中で、7の再発防止策というところで、マニュアル等に基づいて適切に事務を執行すると、あるいはチェックリストの作成・活用ということになったんですけれども、これについては、まだ当然、全部課でこれを徹底するというのは当然なんですけれども、基本的には税務課のところで、これがしっかりできていればそういったことはなかったという受け止めでいいですか。
- ○鎌田委員長 鈴木総務人事課長。
- ○鈴木総務部次長兼総務人事課長 やはり、固定資産税の課税免除の対象である税務課のほうで、

しっかりと制度確認ができていれば、今回は防げたと考えております。

- ○鎌田委員長 小高委員。
- ○小高委員 分かりました。そうした中で、なかなか難しさはあるかと思うんです、チェックリストをつくるにしても、何にしてもそうなんですけれども、じゃあ、実際チェックするに当たって、先ほど管理職の方の決裁という話もありましたけれども、やっぱり複数の目でいかに見ていくかというところでは、管理職の方のところで一つ一つの案件の細かいところまで果たして見られるのかなという思いも若干あるんですけれども、その辺りについてはどのようにお考えでしょう。
- ○鎌田委員長 鈴木総務人事課長。
- ○鈴木総務部次長兼総務人事課長 実際、私もこの課税免除誤りの書類を見させていただきましたが、課長のところでそこまでチェックするというのは、やはり現実的には難しいというふうには考えてございます。ただ、一方で、対象となる資産、対象とならない資産というところにつきまして、やはりこちらにチェックリストと書かせていただきましたが、課税免除になるもの、ならないものというところをチェックリストに一つ入れることによりまして、我々等、管理職としても、ここのところが決裁の段階で確認できるのではないかというふうには考えてございます。

以上でございます。

- ○鎌田委員長 小高委員。
- ○小高委員 分かりました。なかなか自分に置き換えて考えたときに、私が担当者であったとしてですけれども、じゃあ、こうやって申請上がってきたと、果たして妥当だろうかというふうになったときに、当然チェックリストを見ながら、ちょんちょん、ちょんちょんやっていくわけですけれども、それでも一人でやっているとなると、どこかでずれてしまったときに気づかないのかなというのが個人的にやっぱりあるもので、そういった意味では、どこまでやればいいのかというのもあるんですけれども、やはり一定、複数の目で同じものを見ていくというような取組というのがやっぱり必要なのかなというふうに思っていますので、その辺りについては、ぜひ取り組んでいただければと思っております。

それで、最後、9番、その他のところでの対応なんですけれども、下水道使用料の賦課徴収漏れの際はこういった対応をされて、議会の報告というところでは全員協議会にかけてあったと。今回はこうした対応ということの中で、額の大きさだとかそういったところでの違い

だということで説明は受けたんですけれども、一つには、例えば、市長の給料月額の減額というところでは、考え方ですとか額ですとか、そういったところは非常に分かりやすいものになっていますので、一つには、賦課更正不能の部分への補塡というよりは道義的な部分での意味合いが大きいのかなというふうに思うんですけれども、その中で副市長以下、教育長及び管理職の寄附というのが非常にふわっとしていて、その辺り、どのようにこちらとしては受け止めればいいのかなというのがなかなか悩ましいところで、例えば寄附ということになりますと、基本的には自由意志ということになるので、そうした中で道義的な部分で、どういうふうに受け止められるかなということだけ、がちょっと私としてはまだふわっとしちゃっているんですけれども、その辺りちょっと、どこまで明らかにできるかというのはあるんですけれども、考え方だけ教えていただければと思います。

- ○鎌田委員長 鈴木総務人事課長。
- ○鈴木総務部次長兼総務人事課長 今回委員おっしゃるとおり、副市長、教育長、管理職につきまして、どのような形で負担をすべきなのか、あるいは、負担をさせられようかというところを内部で大分議論をさせていただきまして、やはり再三にわたりまして、今回管理職としてきちんとチェックをできなかったという、これについて我々のほうでどう捉えようかというところの中で、やはり我々管理職の中では、ひとつ今後の問題提起という形で、我々に対します戒めということではないんですが、そういったところも含めまして寄附という形で対応してはどうかというところで今回寄附という形を取らせていただいたというふうにさせていただくところでございます。
- ○鎌田委員長 ほかございますか。土見委員。
- ○土見委員 ご説明ありがとうございます。僕からも何点か質疑させていただきます。
 - 一番最後の3ページの再発防止策のところから伺いたいと思います。

今まで志賀委員おっしゃられた質疑に対する答弁もあったのでそんなに詳しく聞くわけではないんですが、やはり重要なところは担当職員、管理職、何人かで同じものをチェックするということがちゃんとできるというのは大切なのは理解しました。その中でちょっと伺いたいんですけれども、この再発防止策(1)の3行目、組織内で制度内容の詳細を共有し、というふうにあるんですけれども、今回、前のページのほうを見ていくと、県の説明会を受けたんだけれども、その内容を見逃してしまったというのが今回の、多分、これ担当課の担当職員の方がいたのかな、そのことだと思うんですが、組織内で制度の内容を共有というのは、

実際どういうふうに共有する予定なのか、要するに、間違って認識して持って帰ってきたものを間違ったようにまた共有してしまったら、結局改善というのはないので、あくまで確かである情報というのを何人かが等しく受け取った上で共有しないと意味がないと思うんです。なので、どういうふうに共有するのか、もし考えがあったら伺いたいと思います。

- ○鎌田委員長 鈴木総務人事課長。
- ○鈴木総務部次長兼総務人事課長 土見委員からお話をいただきましたとおり、今回まず税務課 につきましては、県のほうからQ&Aという形で制度のマニュアルが示されてございました が、そこの読み込みが不足していたというところがございましたので、やはり一担当職員だ けではなくて、新規制度、特に説明会等から戻りましたら、その勉強会を課内でしっかりと やって、制度内容をみんなで詰めまして、制度を実施していくというふうに今勉強会をやら せていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

- ○鎌田委員長 ほかございますか。土見委員。
- ○土見委員 ありがとうございます。そうすると、担当の職員さんとしては、ある意味2回勉強をできるというところで、もしかしたら認識の違いも発見できるかもというところです。それで、チェックリストの作成というのがあったんですけれども、これもやはり、人なので結局間違いは必ずあると思うんです。それをどこかに見つけることができればというところのチェックリストだと思うんですが、そのチェックリストは、そうすると、誰が製作するものなのかというところを教えていただければと思います。
- ○鎌田委員長 鈴木総務人事課長。
- ○鈴木総務部次長兼総務人事課長 基本的には、担当者がつくりまして、課長まで、あるいは管理職ですね、係長まで、しっかりとそのチェックリストでいいのかというのは確認するという考え方でございます。今具体的に契約の関係で事務のリストが生じた部署につきましては、きちんとどの書類が必要なのかというのをチェックリストにしまして、起案時に回しているという事例もございますので、そのような形で今後しっかりやっていきたいと考えてございます。

- ○鎌田委員長 土見委員。
- ○土見委員 了解しました。もう一つあって、同じく(3)です、全庁的な情報共有による業務

の再点検・改善ということで、全庁的に共有するという話があるんですけれども、市役所内全部で考えると、いろいろな情報が、多分この中でばっと流れることになるのかと思って、一つ一つを各課が、各部課の方々が見ていくというのは、非常にそれはそれで大変なのかなと思うんですけれども、そうすると、例えば、メールで通知が来て、あまり見ないとか流してしまうというようなことも発生するのかなと、日頃の業務に追われて、あるんですけれども、共有というのをしっかり定着させるためには、どういう方法でやっていくと考えているのか、そこを伺いたいと思います。

- ○鎌田委員長 鈴木総務人事課長。
- ○鈴木総務部次長兼総務人事課長 確かにメール多くて、特に部門調査担当者につきましては、 大分メールが多いということもございますので、まず掲示板に上げさせていただきまして、 そのほか実務講習ということで、実務研修を今我々で取り組んでございます。その研修の中 で、例えば、担当者を呼びまして、こうした事例についてきちんと研修をしていくことをも う一つ方策として考えているところでございます。

以上でございます。

- ○鎌田委員長 土見委員。
- ○土見委員 ありがとうございます。

最後なんですけれども、その他のところで、議会への報告、事の大きさもあって、今回は民生常任委員会協議会だけだったのかもしれないんですが、先の定例会のときも話したんですけれども、結局この議案を取扱う協議会、委員会に話が来ていなかったということがあって、今後も、どうしても実際の事業の内容と、制度のところと、所管が違う場合って多分発生してくるような気がするんですけれども、そこら辺もしっかり同じく共有、議会の両方に、本来なら議会の中で共有しろという話だったのかもしれないですけれども、ご説明いただけると、我々審議しなければと思いますので、そこはお願いさせていただきたいと思います。以上です。

- ○鎌田委員長 ほかございますか。その前に、菅原委員。
- ○菅原委員 それでは、私のほうからもちょっと何点か。皆様からいろいろ様々ありましたので。まず、1ページの、先ほどの4番の部分なんですけれども、やはりこの課税誤りの原因というのが、私は一番、今回の問題が発生した原因なんじゃないかなと思います。やはり、宮城県が開催した市町村向け説明会で説明があったにもかかわらず、この制度がきちっと皆さん

のほかの課のもとで共有されなかったという部分が、やはり一番の原因じゃないかと私は思っています。伝達の在り方もきちっと、これは災害で、私の場合、車両とか、運搬、これ、工具とか、本当にそれは補助対象にはほとんどならないというのが一般的なものなんです。私も震災に遭って、そういったものの補助もいただきましたけれども、こういった工具なんかは、ほとんど一切、車もだめだという部分もあったわけなので、それを皆さんが共有できれば、これは回避できたんじゃないかというふうに私は思っているんですけれども、その辺がやはり何名、その説明会に参加されたか分かりませんけれども、その参加されたメンバーがやはり部署に戻って、しっかりと共有していって、課長にそこの報告だけじゃなくて確認もしなくちゃいけないというのが、私は必要なんじゃないかと思っておりますので、その辺の説明会の参加メンバーに対しての、もう9年前のことでありますから、ほとんどいるかいないか分かりませんけれども、ぜひともその辺の対策も、これも先ほど皆さんから出ていましたけれども、チェックリストとかありますけれども、チェックリストだけではなかなか対策にならない部分も中にはあると思いますので、例えば、専門分野、これだけの金額が発生して賦課がでるわけですから、専門部署的なものも必要になってくるんじゃないかと私は思うんですけれども、その辺の考えなんかがありましたらお伺いしたいと思いますけれども。

- ○鎌田委員長 鈴木総務人事課長。
- ○鈴木総務部次長兼総務人事課長 今回の固定資産税の課税免除につきましては、やはり税務課 の所掌事務ということで、専門部署というのは、設置はしなかったところでございますが、 今国からいろいろ、このコロナ禍も含めまして様々な事業、いろいろ降りてまいりますので、 その内容によりましては、やはり専門的な部署をつくるということも、今後検討させていた だきたいと考えてございます。

以上でございます。

- ○鎌田委員長 菅原委員。
- ○菅原委員 ありがとうございます。これが、これからも、9年前のこともそうですけれども、 今まで洗い直すという分もありますけれども、今後発生する可能性も多々ありますので、そ ういう、人が判断して行っていくわけなので、その辺のチェック体制というのが本当に重要 になってくるんじゃないかなと。これは市民の税金というものがここに入ってきますので、 ちゃんと、きちっと説明責任もしていただきたいと思います。

あと、先ほど土見委員からもちょっと最後に質疑あったんですけれども、今回民生常任委員

協議会で報告されて、今回市長の減給という形で総務教育常任委員会に議案が提案されて、 こういう継続審査になったわけでございますけれども、やはり今年の4月に組織変更したわけなんですけれども、それの見直しとか、そういった問題点とかいろいろな、様々な部分で 課題がないのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

- ○鎌田委員長 鈴木総務人事課長。
- ○鈴木総務部次長兼総務人事課長 今年度から組織の見直しを行ってございます。今財政課でヒアリング等行いまして、それぞれいろいろ分かれた事務、それから組織につきましての問題、課題ないのかというところを精査させていただいているところでございますので、その結果によりましては、また組織の在り方等も検討していくのかなというようには考えてございます。

以上でございます。

- ○鎌田委員長 菅原委員。
- ○菅原委員 じゃあ、よろしくお願いします。やはり、今回そういった継続審査になったわけですけれども、今回のように、また起こる可能性も、また同じようにあるわけで、先ほど土見委員からもあったわけですけれども、全員協議会という形も必要になってくるんじゃないかと。前回は、下水道のほうは全員協議会で出したわけですけれども、今回は民生常任委員協議会という形で出されたという形で、やはりこういった問題を含めると、全員協議会というのも必要になってくるんじゃないかと私も思いますので、ぜひとも全員協議会も考えていただければと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

あと、最後に、これも皆さんから出たんですけれども、3ページの9の、この寄附の問題も、この管理職というのは、今ちょっと私も分からないんですけれども、副市長、教育長までは分かるんですけれども、管理職というのは、今現在何名ぐらいおられるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

- ○鎌田委員長 鈴木総務人事課長。
- ○鈴木総務人事課長 管理職、約60名が今いるという状況でございます。
- ○鎌田委員長 菅原委員。
- ○菅原委員 そうしますと、管理職60名という形で、寄附という形を今回取らせていただくとい う形で説明がございましたけれども、この今回の賦課が不能になった250万円ですけれども、 これは全部、その市長はじめ60名の方が寄附行為になって、それで補塡していくのか、その

辺ちょっと確認させてください。

- ○鎌田委員長 鈴木総務人事課長。
- ○鈴木総務部次長兼総務人事課長 今回の賦課更正の不能となりました250万円ほどの、この金額を目安に寄附は考えてきたいと考えてございます。

以上でございます。

- ○鎌田委員長 菅原委員。
- ○菅原委員 それで、前回の下水道との違いというのは、市長が20%下水道で出して、寄附も管理職、副市長も含めてあったわけですけれども、これが今回2年前なので、2年間に2つも出るということで、やはり今後もあり得るかも分からない中で、こういった形を今後も取っていかれるのか、またその辺違う方法で、対策も必要なんですけれども、可能性として管理職もそうですし、市長もそうですけれども、大変な中で、やはり職務をしなくちゃいけないということだと思うんですけれども、その辺の今回、懲戒免職はなかったものの、注意だけで終わったわけですけれども、金額が大きいとなるとかなりの皆さんのプレッシャーとかそういった部分も、責任は市長なんですけれども、やはりその辺はどのようにお考えなのか、ちょっとお伺いしたいと思います。
- ○鎌田委員長 鈴木総務人事課長。
- ○鈴木総務部次長兼総務人事課長 今回につきましても、それから、前回の下水道につきましても、我々の管理職の寄附ということに対してはどうするかというところは、我々も相談を、弁護士にもご相談をさせていただき、あるいは、内部でも検討したということで、今回も実は下水道を参考にしたというわけではなくて、今回の発生しました、本来国の補塡があったものが、補塡ができなくなったということについてどうしようかというところは、本当に内部でも悩んだところでございます。一律でこのような形でずっとやっていくということではなくて、やはりまた発生した事案によりまして、これはまた内部でしっかり議論させていただきたいというのが正直なところでございます。

- ○鎌田委員長 菅原委員。
- ○菅原委員 分かりました。ぜひとも、やはり庁舎上げて、今回の問題をきちんと整理しながら、 やはり庁舎でしっかりと、庁舎の制度改革というんですか、そういった部分も含めて、やは り今後の対策としてやっていただけたらと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

- ○鎌田委員長 次、志賀委員。
- ○志賀委員 この資料の3ページの部分で、今回また市長報酬の10%減額という案が出てきたわけですけれども、結局何かこういった事実が分かると、現職が、起こした本人はいなくなっちゃって、結局変わった人が見つかるたびに腹を切らなくちゃいけない。何となく私的には間尺に合わないのかなと。そうなったときに、やはり前職の方に、やっぱりある程度、一定程度の責任を問うような形というのは、役所のシステム上できないのですかね。その辺ちょっと確認したいと思います。
- ○鎌田委員長 鈴木総務人事課長。
- ○鈴木総務部次長兼総務人事課長 地方公務員法がございまして、地方公務員法の中で、例えば、 懲戒処分を、これは適用させられる職員は現職だけとなってございまして、退職した職員に ついて、まず処分というのを、法上問うことはできないというのは一つございます。一方、 道義的責任ということで、寄附をしていただくとか、負担をしていただくということは可能 かと考えておりますが、今回公務員法上は、退職された方については責任が問えないという ような制度でございます。

- ○鎌田委員長 志賀委員。
- ○志賀委員 青森県のアウガの再開発の失敗で、当時の議員と市長が損害賠償請求の裁判を受けているわけですよね。そういうことってあり得ることだろうかと思いますし、やっぱりそれはちゃんとその当時の責任者がしっかりと一定程度の責任を負っていただくということが、私は筋だと思うんですよ。今回250万円ぐらい回収できなかったということなんですが、ちょっと繰り返すようですけれども、重点分野雇用創出事業のときに不当な支出をしたことによって県から査定を受けて310万円ほど返還請求を受けているわけですね。ところが、その返還請求に対して、受けたことに対して、議会に何ら諮ることもなく、黙ってダマテンでやっていたことが後で分かって、それで、ところがそのときも、問題であればその部分をやった人たちが、ちゃんと完了検査をやっていないということが明確になったわけですから、担当者とか市長が310万円を負担すべきだと私は思っていたんですけれども、そういったこともないがしろにされて、それだけで責任逃れで終わってしまったというようなこともあるし、何かそこから見たら、私的には、今回のやつは市長とか三役が責任を取ってどうこうするという問題でもないのかなというような、私は気もするんですよね。確かに、気持ちは分かります

よ。やっぱり責任上取りたいんだという気持ちは分かりますけれども、そういうことに照ら し合わせたら、あえてこういった、経過報告と当時の担当者とも話し合って、退職している のでこれからどうしようって、処分しましたというところでも私はいいのではないかと、私 は思うんですけれども。そういうところで終わります。

○鎌田委員長 ほかございますか。(「なし」の声あり)ありません。

暫時休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前11時15分 再開

○鎌田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言ございませんか。(「なし」の声あり)

以上で、本案に対する質疑はこれにて終了いたします。

ただいま、土見委員ほか4名から提出いただきました議案第52号に対し、修正案が提出されました。修正案は、お手元に配付しております。土見委員から趣旨の説明を求めます。

○土見委員 今回、議案第52号に対する修正の案ということでご説明をさせていただきますが、 皆様のお手元にお配りしました別紙のほうを読み上げさせていただいて、提案理由の説明に 代えさせていただきますという形でよろしいですか。(「はい」の声あり)

議案第52号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」に対する修正案、議 案第52号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の一部を次のように修 正する。

附則第9項の改正規定中、「令和4年10月」を「令和5年1月」に改める。

提案理由は、配付の資料のとおりでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

- ○鎌田委員長 理由まで読むんじゃないの。
- ○土見委員 理由まで読む。はい。提案理由です。

議案第52号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」は、市長の給料を特例的に減額するものであるが、減額する理由についての説明が不十分であったことから、令和4年9月定例会において継続審査とし、閉会中に審査を行ったものである。原案は、減額の対象となる給料月が令和4年10月分となっており、これは不利益不遡及の原則に反するか

ら、減額の対象とする時期を修正する必要がある。

以上が、本修正案提出の理由であります。

以上です。

○鎌田委員長 では、これより修正案に対する質疑を行います。質疑はありませんね。 (「な し」の声あり)

以上で修正案に対する質疑はこれにて終了いたします。

これより討論を行います。討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

次に、議案第52号の原案、修正案に対し、反対、賛成の委員の討論を行います。討論がない んですね。(「なし」の声あり)次。

採決いたします。

まず、議案第52号に対する修正案について採決をいたします。

修正案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○鎌田委員長 挙手全員であります。よって、第52号に対する修正案については可決されました。 次に、ただいま修正議決した部分を省く原案について、元の原案について採決をいたします。 お諮りいたします。

修正部分を除く部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○鎌田委員長 挙手全員であります。よって、修正採決した部分を除く原案については可決されました。

次に移りますね。

次に、調査事件「契約並びに市有財産、公共用地の取得・処分及び管理について」のうち、 (「すみません」の声あり)何。(「この中の一部」の声あり)もう次に移ります。どこまで 行ったべ。調査事件「契約並びに市有財産、公共用地の取得・処分及び管理について」のうち、 契約事務についてを議題といたします。

これまで、本委員会では、契約事務の透明性の確保や、より競争性が働くことによって品質を保有しながら契約金額が下がり、最小の経費で最大の効果が得られるようには、どのように 契約事務を改善していけばよいのか検討を重ねてきたところであります。本日は、これまでの 委員会で出ました委員の意見をまとめた一覧及び議員向けに作成を進めている契約ガイドブッ ク案の内容等踏まえながら、当局に質疑を行いたいと思います。

また、当局にホームページ管理システムの仕様書について要求し、ご提出いただいていると ころであります。

まず、ホームページ管理システムの仕様書の概要について当局の説明を求めます。はい、お 願いします。

○扇谷総務部秘書広報課長 それでは、私より塩竈市公式ウェブサイト更新業務に係ります仕様 書の概要につきまして、ご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、総務教育常任委員会資料の1ページをお開き願います。

1の業務概要、(1)の事業名につきましては、塩竈市公式Webサイト更新事業でございます。

(2) の業務の目的でございますが、本市の公式ウェブサイトにつきましては、当時の、3年前でございますが、平成29年4月にリニューアルを行いまして、近年の情報通信技術の発達によりまして利用者が急増している状況にありましたスマートフォンやタブレット端末への対応等は行ってはまいりましたが、市政情報量の増大、そして階層が深くなるなど、閲覧者が使いにくいホームページになってきている状況となってございました。

また、新着情報や、市からのお知らせなど、利用者がリアルタイムに知りたい情報が分かりづらく、利用者自らが探さないと情報が得られないなどの状況を解消することと併せまして、利用者の利便性向上となり、また、利用しやすいホームページとなるよう、本事業を実施したものでございます。

続きまして、(3)の本事業の考え方の柱となりますホームページ作成の基本方針でございますが、①番目といたしまして、本市の魅力・特色を市内外へ効果的に発信できるホームページであること、こちらにつきましては、主にホームページの顔となりますトップページ画面をどのように効果的に掲載するかがポイントとなるところでございます。

続きまして、②番目でございます。利用者が必要とする情報に簡単にたどり着き、より多くの情報を提供できるホームページであること、こちらにつきましては、各カテゴリーの配置でありますとか、強調の度合いなど、有効なレイアウトデザインなど必要なページへ誘導することとしてございます。

続きまして、③番目でございます。高齢者や障がい者など、誰もが利用できるホームページ であること、こちらにつきましては、文字の拡大でありますとか、色弱の方にも配慮すること としてございます。

続きまして、④番、こちらは職員向けの内容となります。どの職員でも簡単に操作ができ、 均一的な完成度となることにつきましては、各課で作成をいたしますページにつきましても、 共通の形式で入力しやすい仕組みとすることとしてございます。

続きまして、⑤番目、災害発生などの緊急時におきましても迅速かつ継続的に情報を提供できるホームページであること、こちらにつきましては、災害発生時におきまして、災害時用のページへの迅速な切り替えと併せまして安定的な情報発信ができる体制を取ることとしてございます。

続きまして、⑥番目でございます。市民が行うイベントを掲載するページを設けまして、利用者が参加できるコミュニティー型ホームページとすることといたしましては、市の行事をイベントカレンダーといたしまして集約を行いまして、利用者が参加したくなる仕組みをつくることとしてございます。

最後になりますが、⑦番につきましては、セキュリティー対策といたしまして、万全な対策 を講じ、利用者の安全性に配慮することを明記させていただいております。

以上、7項目を作成に当たっての基本方針と掲げまして、本事業の方針を行っているというところでございます。

続きまして、実際の作業の内容でございますが、(4)の業務項目でございますが、①番目といたしまして、こちらはウェブサイトのコンテンツを構成するテキストなどのCMSでありますとか、システム、サーバー等の導入、構築、設計など、こちらで記載をする項目を本市との協議に基づきまして作業を行うこととしてございます。

続きまして、(5)番目、履行期間につきましては、前システムからもデータ移行の作業を、 契約日から令和2年3月31日までの間としておりまして、また、運用、保守業務につきまして は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間としているところでございます。

続きまして、前システムからのデータ移行の作業につきましては、3ページ、4ページになりますが、記載の(1)のサイト設計から、次のページ、4ページの(5)番目、その他機能についてまでの内容をリニューアルすることとしてございます。内容につきましては、記載のとおりとなっているところでございます。

続きまして、4ページ下段の3番目でございます。

CMS、こちらウェブサイトのコンテンツを構成するテキスト等の仕様につきましては、シ

ステムの構成、5ページ、6ページにかけまして、編集機能、そしてウェブページの形成、そ してセキュリティー、そして管理者機能要件などの内容につきまして記載をさせていただいて おります。

続きまして、6ページ下段の4の職員に対する支援要件から7ページ、そして8ページにかけましては、運用・保守業務、納品物、検収、そしてその他業務遂行の留意点など、基本的な事項の記載をさせていただいてございます。内容につきましては、記載のとおりとなってございます。

続きまして、9ページから11ページにつきましては、市民生活に関する利便性を拡充するために、スマートフォンに対応いたしました市の公式アプリの仕様の内容の記載をさせていただいております。

続きまして、12ページから15ページでございます。

こちらにつきましては、別紙のCMS機能要件の一覧となってございます。各項目ごとに、 丸の表記があるものにつきましては、本事業におきまして本市が必須機能としている項目と考 えているところでございます。

簡単ではございますが、塩竈市公式ウェブサイト更新事業に係ります仕様の内容の説明につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

- ○鎌田委員長 これより質疑の時間といたします。 各委員からご質疑お願いいたします。志賀委員。
- ○志賀委員 3ページの、(2)のデザインのところでの⑤で、塩竈らしさが伝わるデザインとすると、塩竈らしさはいろいろあるかと思うんですけれども、どういうデザインを考えているんですか。
- ○鎌田委員長 扇谷秘書広報課長。
- ○扇谷総務部秘書広報課長 お答えいたします。

今回の仕様に当たりましては、リニューアル前のホームページにおきましては、トップページが見づらくて、小さくて分かりづらいというご意見頂戴してございました。それを解消するためでございますが、やはり市の魅力が伝わる情報の発信ということで、まずトップページの画面を大きくしまして、市の魅力的なところ、画像などを展開するというところを市のポイントとなる、観光でありますとか、そういう情報をスライド形式で表記をさせていただきながら、なおトップページ画面につきまして、ユーチューブの動画などを張りつけることもできますの

で、そちらのほうで市の情報なども動画を含めて発信をしていくというところが今回の魅力発信と、ポイントとなっているところでございます。

- ○鎌田委員長 志賀委員。
- ○志賀委員 塩竈らしさが伝わるデザインってどういう…… (「マイクを使っていただいて」の 声あり) 塩竈らしさが伝わるデザインって、どういうデザインを考えているんですかと聞い たの。全体のあれをどうするんじゃなくて。
- ○鎌田委員長 扇谷秘書広報課長。
- ○扇谷総務部秘書広報課長 失礼いたしました。塩竈らしさと、やはり水産というところがございまして、活気のある、門前町も含めまして、やっぱり産業と、市の産業全般におきまして、そういうところをアピールしていきたいということで記載をさせていただいたところでございました。

以上でございます。

- ○鎌田委員長 志賀委員。
- ○志賀委員 ちょっと理解できないですね。早口じゃなくてゆっくりしゃべってください。明確に、どういうデザインか。要は、塩竈らしさということをみんな使いたがるんだけれども、じゃあ、塩竈らしさって何なのということ自体が明確になっていないと、伝わらないんだよね、市民に。ほかの人に。だから、言葉で使うんじゃなくて、具体的に塩竈らしさって何なんだと分かってもらえるようなデザインは何なんですかと、どういうことを考えているんですかということを私は聞きたかった。それが出てこないんだったら、結局そういう言葉を使わない。極端に言うとね。だったら、やっぱり常日頃から塩竈らしさって何なのかというのを自分の頭で描いておいて、この形のこういうものがあるかと思いますと、具体的なことが提示されるんなら理解できるんだけれども、そうでなくて何か概念的なことだけですか。塩竈らしさって言ったって、なかなか伝わってこないのかなというふうに思います。

それと、あと2ページのその他の話、例えばCMSという言葉がずっと出てくるんだけれども、これはこういった仕様書だからあれなんだろう、そういった業界の人はぱっと分かるんだろうけれども、結局我々見たときにぱっとCMSというのは何だと、ネットで調べればわかるでしょうということになるけれども、一応調べはしたんだけれども、やっぱりこういった言葉も我々委員、分かりやすくつけてもらうとか、アクセシビリティの対応とか、片仮名文字好きですぐ使うんだけれども、調べると使いやすさなのね、括弧して使いやすさと書け

ば済むことだろうと思うし、そういうところをそういった言葉だけにするのではなくて、 我々に出すときは用語は、別に理解しやすいようにつけてもらうということをすると、より 理解が深まるのかなと思います。

それと、6ページです、(4)番目、セキュリティーのところの①ですね、ウイルス感染等を防止することで、最低1日に1回は全コンテンツのウイルスチェックを行い、ウイルスを発見した場合は、速やかに駆除することということが書いてありますけれども、これ、実際、現実的に、誰が、例えば、専任の人を設けてやるのか、誰か業務の担当割でやるのか、その辺はどのように考えているのか。

- ○鎌田委員長 扇谷秘書広報課長。
- ○扇谷総務部秘書広報課長 お答えいたします。

こちらにつきましては、請負業者でシステムセンター、サーバーを管理しているセンターが ございますので、そちらのほうで、請負業者で実施をしている内容となっているところでござ います。

- ○鎌田委員長 志賀委員。
- ○志賀委員 そうしますと、システム業者の管理というのは、間違いないんですね。間違いない というのは、要するに、ウイルス侵入等完全に防御できるということですね。
- ○鎌田委員長 扇谷秘書広報課長。
- ○扇谷総務部秘書広報課長 お答えいたします。

運用、保守の業務の範囲という形になりますので、こちら3か月に1回の支払いの際に、業務完了報告と併せまして、実際にやっている業務の確認をもらっているところでございます。 こちら、我々としましてもやっている作業については確認させていただいており、ウイルスについて、今のところ報告はされていないというところとなっております。

- ○鎌田委員長 志賀委員。
- ○志賀委員 (「この事業の内容を精査するんじゃなくて、仕様書の構成が2年前ぐらいの……」の声あり)だって、結局はあれでしょう。一応確認だけ。

あと、例えば2ページの(3)に、どの職員も簡単に情報を掲載できると書いてあるんですけれども、結局悪意を持った改変を勝手に、万が一だよ、そういうことも想定して考えていかなきゃいけないところじゃないかなと感じたんですが、それについてはどうですか。

○鎌田委員長 扇谷秘書広報課長。

○扇谷総務部秘書広報課長 ホームページ作成に当たりましては、担当いたします秘書広報課の 広報係だけが作成するわけじゃなくて、各部各課、その所管する担当職員が研修を受けまして 入力するという形になってございます。そこで、やはり検索しづらいキーワードでありますと か、そういうふうなところが見受けられるところにつきましては、我々広報係といたしまして も、日々検収といいますか、市のホームページにつきましては、約4,000ページございますので、 そちらのほうを逐一、一気にというわけにはいきませんけれども、広報係のほうで確認という のはさせてていただいているというところでございます。

以上でございます。

- ○鎌田委員長 志賀委員。
- ○志賀委員 あと、委員会でいろいろ公告の改善ということで、ホームページの同一ページ上に まとめて掲載すると書いたんですが、今までというのは、こういった入札の公告がいろいろな 部署ごとに分かれていた。部ごとに、担当部で掲載されるというようなことがあった、それで 分かりにくい、分かりづらかったということがあって、それを一元化するという、そういう委 員会での案があったんですね。そういったものに対してもきちんと対応していかれているわけ ですか。
- ○鎌田委員長 千葉管財契約課長。
- ○千葉総務部管財契約課長 入札案件のホームページの公表と、公告という部分でございますが、 今現在につきましては、前回の閉会中審査でのご意見がございましたので、そちらはすぐ対応 いたしております。各部でやっておりますプロポーザル、今行っております指定管理の関係に つきましても、契約のサイトから全て見えるということになっております。

以上でございます。

- ○鎌田委員長 以上ですか。(「はい」の声あり)ほかございますか。土見委員。
- ○土見委員 ありがとうございます。資料ご提出ありがとうございます。それで、私のほうから何点か質疑させていただきたいと思います。

まず、確認なんですけれども、この更新事業、これ契約の方法としては何でした。

- ○鎌田委員長 契約形態。扇谷秘書広報課長。
- ○扇谷総務部秘書広報課長 プロポーザルで実施してございます。それに基づきまして契約を行 わせていただいてございます。
- ○鎌田委員長 土見委員。

- ○土見委員 ありがとうございます。ですよね。普段僕もホームページをつくるので分かるんで すけれども、ホームページの仕様書と、あくまで仕様書の一例なのであれなんですが、ホー ムページの仕様書だと、非常にこれだけだとふわっとしすぎていてつくれないよと、業者に 多分突き返されるのが普通です。そのところはプロポーザルという形で、半分相手から提案 してもらう形にしているため、これくらい内容が、ある程度しか書いていないんだと思うん ですけれども。そこへ行くと、見ていくと、一番大切なのは業務目的とホームページ作成基 本方針、2ページに書いてある1番、上から2個、(2)と(3)のところが重要になると 思います。その中で見ていったときに、まずは目的のところを見ていくと、情報量が増大し、 階層が深くなると閲覧者が分かりにくいホームページになっていますと、利用者がリアルタ イムで知りたい情報がどこに掲載されているのかが分かりづらく、利用者自らが探さないと 情報を得られないというところが一つ、改善問題というふうに書いてあるんですけれども、 これをまずはクリアしたいというのがリニューアルの狙いだとは思うんですけれども、実際 できてきたものを見てみても、なかなか改善がされているようには、正直見えておりません。 なぜなのかなと考えながら見ていったときに、一つ、この仕様書として作成するときに、プ ロポーザルの仕様書として作成するときに抜けているものがあるなというのが自分の中で出 てきました。このホームページは、対象としては高齢者や障がい者を含めて誰もが利用でき る形式、それはもちろん市のホームページとしては当たり前なのですが、様々市のホームペ ージ見る方によって、使い方というものがあると思います。ですから、ホームページつくる ときって、どういう方にどういうふうに使ってほしいからこういう機能にしようと、ある意 味ペルソナを立てるというんですけれども、そういうことができていないからどうしても分 かりづらいというふうな利用者の声になってしまうところがあるんですが、このホームペー ジ作成するに当たって、利用者にどういうふうに使ってもらいたいかというような形のユー スケースというのは、考えて仕様書というのは組んでいたんでしょうか。それとも、漠然と 事業者さんでも一般の市民の方、子供でも誰でも同じように等しく見て載せたのか、その辺 りちょっと伺いたいと思います。
- ○鎌田委員長 扇谷秘書広報課長。
- ○扇谷総務部秘書広報課長 基本的には、市民の方々向けに見やすく使いやすいホームページというところがございました。また、メインターゲットの一つといたしましては、スマホ、またはタブレットの普及が進んでいるということがございましたので、スマホユーザーに対し

ても使いやすい仕様ということで取り組ませていただいております。 以上でございます。

- ○鎌田委員長 土見委員。
- ○土見委員 ありがとうございます。スマホでも使いやすいということなんですけれども、人によって使い方ってあると思うんです。例えば、業者だったら入札情報にすぐたどり着けるようにしたいとか、あと子供だったら児童館だったり、エスプだったり、そういうところでやっている催し物とか、開館時間とか、そういう子供向けのコンテンツにすぐたどり着けるようにしたいとか、いろいろあると思います。今回ちょっとホームページの更新事業の内容なのでそういう話になっているんですけれども、どの事業においても、例えば、体育館の管理においても、それからブールにおいても、美術館もそうですけれども、どういう方々にどのように使ってもらった結果、町に対してどういう効果を与えていきたいかということをちゃんと明確にしておかないと、幾らプロポーザルでもそこから脱線したものって出てくると思うんですよね。その上で、今回ペルソナというのをしっかり立てられたかどうかというところが一つ重要なところなのかなというふうに思っておりましたが、そこが一つ重要なところかなというふうに思っておりましたが、そこが一つ重要なところかなというふうに考えていました。今回こういう仕様書を基に実際のホームページをつくってもらって、実際の成果物、完成品を納品する前までに何回か担当部でチェックも入ると思うんですけれども、それぞれの中でホームページの基本方針に書かれているようなことなどが、ちゃんと盛り込まれているかというチェックはどのような形でしてきたんですか。
- ○鎌田委員長 扇谷秘書広報課長。
- ○扇谷総務部秘書広報課長 実際のデータの更新に当たりましては、我々担当の職員と実際の事業提案事業者と仕様書、または、業務の提案書、そちらの内容につきまして突合せをしながら仮納品物というものをお出しいただいて、それに対して意見交換をしながら最終的に納品をいただいているという経過となっております。

- ○鎌田委員長 土見委員。
- ○土見委員 ありがとうございます。一回ここまでにしておきます。すみません。
- ○鎌田委員長 ほかご発言ございますか。小高委員。
- ○小高委員 この事業そのものにどうこうということではないようなので、ちょっとお聞きをしたいんですが、今回のこの事業を、じゃあやろうということで、仕様書は誰がどういうふう

につくられたのか、まずはそこからお聞きしたいんですけれども。

- ○鎌田委員長 扇谷秘書広報課長。
- ○扇谷総務部秘書広報課長 こちらの事業更新に当たりましては、先進地の自治体数件ございますので、そちらの先進の自治体の仕様書を参考にしながら仕様書を作成させていただいたというところでございます。

- ○鎌田委員長 小高委員。
- ○小高委員 分かりました。なかなか技術的な部分にいろいろと入ってくるということを考えますと、なかなか職員の皆さんの中できちっとその辺り詰めていく、ここだけで詰めていくというのは、非常に難しいかと思うんですけれども、その技術的な部分はそういった形でいいとして、その目的ですとか基本方針、先ほど土見委員からふわっとしているなんていう話もあったんですけれども、そうやってもこうしたいんだというような目的をしっかり定めて、その上で成果物に対して評価していくというようなところは、当然ホームページに限らず一定必要なことかなというふうに思うんですけれども、特にホームページだったり、箱物についてできてしまったものを後からどうこうと言うのはなかなか難しいと思うんですが、こういうふうに一定修正が効きやすいものですとか、そういったものを一回つくった後、その後に実際に使っている人の目線というのが大事と思っていて、そういうものを仕様をつくってできたで終わり、終わりと言っちゃ悪いですけれども、ただ市のホームページについては、結構いろいろな意見も聞こえてきているので、そういう後々の意見だとかそういったものを、どういう形で聴取をするかと、あるいは、どういうふうにフィードバックしていくかとか、そこまで含めて考えなきゃいけないことなのかなと、ホームページに限らず。その辺りちょっとお考えがあったらお聞きしたいと思ったんですけれども。
- ○鎌田委員長 扇谷秘書広報課長。
- ○扇谷総務部秘書広報課長 このシステムにつきましては、まず一番の見やすさというところで、トップページ画面が一番大きなポイントになるかなと思います。こちらで内容のほう、必要となる検索の画面など、こちらでまず市民はどこをクリックをしたら情報が見られるんだとかというところとなりますので、まず最初のトップページ画面の構築というところが大きなところかなというふうにも思っております。一度つくった画面につきましては、大きく修正というのは、なかなかやっぱりできづらいと、また別途費用が発生するということでござい

ます。なので、現実的にその当時この仕様で行こうというふうに判断をさせていただきまして、実際運用してここはもう少し変えられないかという部分につきましては、業者と話し合いの上で、一応契約の範囲内でできる部分につきましては打ち合わせさせていただいて、予備だったり若干のレイアウトの変更であったりというところはさせていただいているところでございます。こちら大きな骨組み、骨格となる部分につきましては、導入前の打ち合わせで決まってしまうというところとなってございます。

- ○鎌田委員長 小高委員。
- ○小高委員 分かりました。一度出来上がってしまうと、大幅な変更というのはなかなか難しいなと思うんですけれども、一方で、特にホームページなんていうのは、先ほど土見委員からもあったとおり、ホームページにやってくる目的ですとか、そういったものが大変幅広いものですので、そういった意味では、ぜひ出来上がったものに対して、ぜひ意見を聴取してというところもあるかと思うんですけれども、その前段階でどういう形であれば使いやすいのかと、あるいは、目的を達成できるのかというあたりで、できるのかどうか分からないんですけれども、いろいろな人の意見を聴取した時点で出発するということもできたのかなというふうに思っておりまして、じゃあ仕様書全体に係る話になるかというと、なかなかそういうあれでもないのかなと思うんですけれども、ちょっとその辺りの考え方がぜひ一つあるとホームページ作成に限らずいろいろなところで、後からバーバー言われるというのもあるので、その辺り必要なのかなというふうにちょっと思ったんですけれども、その辺りいかがですか。
- ○鎌田委員長 扇谷秘書広報課長。
- ○扇谷総務部秘書広報課長 委員からご指摘のとおりだと思います。出来上がった成果物、我々といたしましても、期限内納入というところの部分でスケジュールを進めてしまいがちなところもございます。実際に、使い勝手というところにつきましては、今後も我々といたしましても課題として捉えさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
- ○鎌田委員長 土見委員。
- ○土見委員 思い出しました。今回サイトを、こういう仕様書をつくって、プロポーザル方式で入札を、提案をしてもらって、業者を決めてやるということだったので、実際のサイトのイメージというのは、なかなかプロポーザルで業者が決まらない、少なくとも業者の選定をし

ないと役所の中としてもイメージの共有というのができないような状況だと思うんですが、 実際に事業者が決まりましたと、提案ということでプレゼンテーションか何かしてもらった と思うんですけれども、そのときに、役所の中で、これならばいいよねというふうに抱いた イメージというものが、実際の成果物として出てきたときに、ちゃんとなっていたのか。別 に責めているわけではなくて、仕様書としてどういうところを足していったら、それが、も しならなかったら改善できたのかなというところを考えたいなと思っていて、実際になって いたのかどうなのか、当時の人、もう替わってしまっているかと思うんですけれども、その 辺り役所の中で振り返りされていますか。

- ○鎌田委員長 扇谷秘書広報課長。
- ○扇谷総務部秘書広報課長 毎度システムからの問題解決の部分をどう反映するかというところもございます。今回、基本方針でも触れさせていただいておりますが、やはりスマホなど、見やすく検索しやすい画面の表示であるというところと、情報入力の操作のしやすさであったり、やはり市の魅力が伝わる情報発信というところが大きなポイントとして進めさせていただいてございました。基本的に仕様書に基づいた成果物となっているかどうかというところについての主軸を置いて、あくまでも仕様どおりの納品になっているかというところに主眼を置いて引き続き事業を進めてしまっているというところもございます。実際の使いやすさという、一歩踏み込んだ部分の利用につきましては、今後におきましては課題として取り組みたいというふうに思います。
- ○鎌田委員長 土見委員。
- ○土見委員 そうすると、もともとの背景で使いにくいからリニューアルしましょうというところだったんですけれども、使いやすさのところは基本方針から抜けてしまっているというところも一つ、もしかしたら、大きな、仕様書を書く上で本来必要があった部分なのかもしれないなと思いました。

それから、ちょっとこの仕様書を見て初めて気がついたんですけれども、基本方針の6番に、 市民が行うイベントを掲載するページを設けるなど、と書いてあって、その後、秘書広報課 長が市のイベントを掲載しますとちょっと言い換えた部分があって、ずるいなと若干思った んですけれども、こういう仕様、確かにホームページの下のほうを見るとイベントというタ ブがあって、市の事業が載っているんですけれども、本当に下のほうで、なかなか見づらい 部分もあるのかなと。ホームページとかインターネット上のものって、非常に難しいところ なんですけれども、載っていても非常に見づらいところにあったら、ないも同然なんですよね。それがちゃんと基本方針にうたわれているものが、ちゃんとみんなに、見ている人は見ているんだと思うんですが、分かりづらいものになっているものを、役所として途中作業をいろいろなページを構築していく中で、役所としては指摘とかはしていなかったのかな。そこら辺ってどうなんですか。

- ○鎌田委員長 扇谷秘書広報課長。
- ○扇谷総務部秘書広報課長 ご指摘のとおり、ホームページ画面をスクロールしますと、一番下側のほうに各カテゴリーとサイトを探すという部分がございます。その中で一番最後の部分で、カレンダーで探すというアイコンがあるんですけれども、そうですね、その部分につきましては、最初のトップページ画面というところに主眼を置きながら、一番下に検索のカテゴリーがあるというところについては、こちら側から修正のお願いとか、そういうことについては、当時はやっていない状況でございます。ご指摘のとおり、やはり閲覧される方々が探したいカテゴリーにつきましては、画面に近い、比較的上のほうにアイコンを持ってくるべきだろうというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

- ○鎌田委員長 土見委員。
- ○土見委員 ありがとうございます。

あと、ちょっと伺いたかったのは、秘書広報課長からもちょっと説明はいただいたんですけれども、今ホームページって、この仕様書をつくる段階のときにどういう方の利用が多かったんでしょうか。そこら辺は、前のホームページのほうで把握とかされていましたか。

- ○鎌田委員長 扇谷秘書広報課長。
- ○扇谷総務部秘書広報課長 利用者の方々につきましては、当然市民という方が一番多いかなと 思いますが、一方で、業者の方々は、入札情報などを見る方々もいるであろうというところ と、いわゆる県外の方々についても利用いただいていると認識してございます。利用といた しましては、採用試験情報だったり、県外の方々が本市に採用と、採用試験を宮城県内に探 されている方などが閲覧されているというところは把握をさせていただいてございました。

- ○鎌田委員長 土見委員。
- ○土見委員 ありがとうございます。そうすると、そのホームページ、トップページから業者が

入っても、なかなかどこを見ればいいかとあまり分かりづらい、横のほう、最近ホームページ見ると、大きな画面で見ると業者の方はと出てきているんですけれども。そうすると、一番最初、このホームページの仕様書を作成する段階で、このホームページをどんな方々だったらどういうふうに使ってほしいなと、どういうふうに検索をして情報にたどり着いてほしいなという想定は、役所の中ではできていたのかどうなのか、そこら辺、もし履歴とか、会議の履歴とかで分かっていれば教えていただきたいなと。というのは、プロポーザルにして、ある程度アイデアを業者に投げてしまう上で、一番大切なのってどういう施設なりホームページなりというのを市民なり事業者なり、市民でも高齢者なのか子供なのか、そういう方々にどのように使って、ある意味利益を享受してほしいかということをしっかりうたわないと、仕様書として間違った方向に行ってしまうと思うので、その辺りの議論というのは、役所の中でちゃんとできていて、それがこの仕様書の中にちゃんと盛り込まれているのかというところが大切になるのかなと思って、プロポーザルの話なんですけれども、その辺りの議論というのはした上で、こういう仕様書ってつくっているのかどうなのか。もし、お伺いできればと思います。

- ○鎌田委員長 扇谷秘書広報課長。
- ○扇谷総務部秘書広報課長 委員ご指摘いただきました詳細部分についての議論は、なかなか議事録のほうにも載っていないというのが現状でございます。より見やすいホームページというところでございまして、業者の提案に一方では頼っているというところもあったのかなと、今思うところでございます。

以上であります。

○鎌田委員長 (「以上です」の声あり)はい。ほかございますか。

では、ちょっと、暫時休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午前11時57分 再開

○鎌田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ご発言はございますか、ほか。(「なし」の声あり)なければ、暫時休憩といたします。再開は1時と、13時といたします。よろしくお願いします。

以上です。

午後1時00分 再開

○鎌田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

各委員の質疑をお願いします。ないの。終わらせるよ。みんな待っているわけね。志賀委員。

- ○志賀委員 ガイドブック案から、1ページ、まず、契約の種類ということで、塩竈市の場合は、 一般競争入札、指名入札、随意契約、あと、せり売りというのは塩竈市あるんですか。
- ○鎌田委員長 千葉管財契約課長。
- ○千葉総務部管財契約課長 せり売りは現在行っておりません。 (「はい」の声あり) 行っておりません。 (「おりません」の声あり) はい。
- ○鎌田委員長 志賀委員。
- ○志賀委員 それで、ここに、1ページ目にいろいろ書いてありますね、この中で、管財契約課 として、何か不都合な点というか、これは違うよとかというようなところがありますか。
- ○鎌田委員長 千葉管財契約課長。
- ○千葉総務部管財契約課長 こちらのガイドブックにつきましては、議会事務局より前回こちらのほうに校正というものが依頼をされておりまして、後段にありますようなフローチャートの内容等々については、確認をしています。ただ、一点、こちら、1ページ目の表でございますが、こちら契約規則の附則第14条の表の……、(「どこ」「一番下」の声あり)こちらの金額が誤っております。(「一番下の」「これね」の声あり)正しくは、財産の買入れが130万円ではなくて80万円、続いて、物件の借入れが40万円、財産の売払いが30万円というところでございます。ガイドブックの内容につきましては、記載のとおりということでございます。
- ○志賀委員 それで、随意契約の場合には、複数者より見積りを徴することというのが、一応基本的な考えとなっているんですが、いろいろ見ていると金額の少ないものについては、なかなか複数で見積りを取るというのが難しいところもあるみたいですし、ほかの自治体も見ていますと、何か当て馬をつくって、見積りを渡すというようなこともやって複数見積りをという原則を満たしているというところもあるようです。塩竈市もそういうの多分やっていると思います。ただ、どこまでそれを、逆に厳密にしていくかということになると難しいところがあるでしょうけれども、そういったところを、例えば、随意契約の競争見積もりの場合

は金額で区切って、例えば、130万円以下は1者見積りの随意契約でいいでしょうとかというようなことも、そういうことも、一応決めておくことも必要なのではないのかなというふうに感じますけれども、いかがですか。

- ○鎌田委員長 千葉管財契約課長。
- ○千葉総務部管財契約課長 今、志賀委員からいただいたように、あまりにも低い金額についてはという基準ということでございますが、契約規則上で言いますと、10万円以下につきましては少額で、1者で構わないということで規則上明記されております。あとは、あくまで各課で行う少額随意契約につきましては、こちらの1ページの表にありますこの金額、この金額を下回る課内随意契約のものについては各課で2者以上から必ず見積りを徴収しなさいというような、こちらは運用としては原則となっております。

以上でございます。

- ○志賀委員 それで、例えば、財産の売払いなんかで、30万円以下は随意契約になる、それ以上 はだめだよということなんですけれども、その場合、30万円以上については、どういう契約 をしなさいというふうにうたうわけですか。
- ○鎌田委員長 千葉管財契約課長。
- ○千葉総務部管財契約課長 市の財産につきまして売払いをする前提でございますが、30万円以上の売買価格が想定されるものにつきましては、原則管財契約課のほうで公募という形を取っています。
- ○志賀委員 それは、結局市長の専決事項というのは、過去で発生しているんだけれども、それは、そうすると異常な状態だということだね。
- ○鎌田委員長 千葉管財契約課長。
- ○千葉総務部管財契約課長 市長の専決で売払い先を決めるというようなものはございません。
- ○志賀委員 認められているの。
- ○千葉総務部管財契約課長 いや、市長の専決で……、すみません。
- ○志賀委員 具体的に言うとさ……。
- ○鎌田委員長 ちょっと、ちゃんと挙手をしていただいて、指名を受けてから発言をお願いします。
- ○志賀委員 具体的に言うと、結局そこに市営上屋、2棟あって、その1棟を39万8,000円で売っているわけだ、随意契約でね。市長の専決事項で。議会に対しては、2棟とも解体します

という話だったわけ。それが、後になって使っているところから、必要だということで売ったということなんだけれども、やっぱりそれは、そのときは、貸せる場合は行政財産なんだよね。賃貸する、契約するということはね。したっけ、解体することによって普通財産になった、普通財産になったから市長が専決事項で売却を決めたという流れになったんだけれども、だから、それは30万円以上だったんだけれども、この規定によると、30万円以上はだめだよということなんだよね、原則的にね。

- ○鎌田委員長 千葉管財契約課長。
- ○千葉総務部管財契約課長 まず、こちらの、この金額、30万円以下のものについては各課で売払いを行った、売払いの場合売払いを行ってください、30万円を超えるものについては、管財契約課のほうで公募をするという形になりますが、その上屋と言われる、今から10年以上前のものかとは思いますが、あくまで、ちょっとその当時の書類がないので確認はできないんですが、原則は一般競争で公募をするんですが、それを1者払下げということで、現行払下げでやる、何かの随意契約という理屈があって払下げをしたものかと考えております。
- ○鎌田委員長 志賀委員。
- ○志賀委員 そういうところを一人の自由意志で決められるのではなくて、きちんと誰が見ても 公平な形のもので、契約が決められるというものにしないといけないと思うんですよ。市の 最高意思決定者がそういうことをやっていたときに、職員の方はノーとは言えないわけで、 やっぱりそういうところもちゃんと規定として盛り込んでおく必要があるのかなと。だから、 結局、原則公募という言葉になるんだけれども、原則公募じゃなくて、厳守する、やっぱり 一定の議会の承認を得る、というぐらいにしておかないと、そういうことが行われて、後で 議会に報告されるということがどうにもならないものではないかなと、だから、そういったことを踏まえて、やっぱり契約開示というものを、やっぱり構築していく必要があるのでは ないかなと。だから、そういうところを管財契約課として、よく過去の大事な問題を、契約 問題をしっかり認識してもらって、そういうことが二度と起こらないような、ガイダンスをつくっていくということが、今回の主な趣旨なので、そこのところをちょっと理解してもらえればなと思います。

それと、そこはそれで。だから、ここの随意契約のところにそういった原則というか、原則としてとかという曖昧な言葉ではなくて、きちんとしなきゃいけないのかなというふうに思います。

あと、土地の問題もそうなんだけれども、これも、セレーノマンション建っている土地、あ れも結局随意契約で公募しないで全部売っちゃったわけ。それで、理由としては定住促進の ためという理由なんだけれども、だったら、定住促進のためだったら、みんながそれをやっ たらいいという話になってきちゃうし、それが正当化されてはいけない。やっぱりそういう ところを正当化する。要するに、一人の、個人の意思でそういうことをねじ曲げられないよ うな基準をつくる必要がある。そうすることによって市の職員の方々が、自分たちのちゃん と正当な仕事をやるということに対して守られるわけですよ。それがないと守られないわけ です。結局みんなやらざるを得なくなるというところがあるので、そういう意味で、今回い ろいろやっているわけね。そういう関係で管財契約課の課長も考えていただいて、こういう ことが、文言を加えればそういったことが防げますねというようなことを、ちょっと提案し ていただきたいんだね。これを見てね。だから、これは、私がほとんど自分でいろいろ思い つく問題、過去を見て、一応それを参考にいろいろなことを書いています。それと、あと、 委員会で出た今までの要望事項も付け加えられています。ですから、あとは、管財契約課と して契約をきちんとのっとって遂行するためには、それをねじ曲げられない、上からのあれ でねじ曲げられないようなものにしていくことが、やっぱり自分たちを守ることにつながる わけですから、ですから、そういう観点でこれを捉えていただきたいなというふうに思いま す。

それと、あと次、今度3ページ見てください。

ここにもね、その他の契約方法についてということで、総合評価落札方式、それから単価契約、それから総価契約というのが書いてありますが、多分、市の契約ガイダンスには総価契約というのはないよね。ありますか。契約方法。

- ○鎌田委員長 千葉管財契約課長。
- ○千葉総務部管財契約課長 契約規則上では、総価契約という文言は出てきませんが、一般的に 総額で契約するものにつきましては、総価契約という認識でおります。
- ○鎌田委員長 志賀委員。
- ○志賀委員 その際は、結局入札ですよね。随意契約ではないですよね。
- ○鎌田委員長 千葉管財契約課長。
- ○千葉総務部管財契約課長 こちらも発注する際は原則競争入札ということが大前提でございま して、例外的な措置として随意契約というのも当然行っております。それが総額で契約をし

ていれば、今回、その目的物が何なのかというものが明確になっていれば、それは総価契約 として競争入札も、随意契約も行っております。

- ○鎌田委員長 志賀委員。
- ○志賀委員 そこで、結局瓦礫処理ね、これは結局将来の数字が幾らか分からないから、それは 単価契約の範疇に入るわけですね。単価契約でやっていたはずなんですよ。ところが、裁判 になったら、途中から総価契約だという、そういうふうに塩竈市が言い始めてね。それが認 められて訴えが却下されたわけです。だけれども、どう考えても、あれが総価契約というこ とはあり得ない話だし、そういった意味で契約のときに契約書にこういった契約方法までき ちんと書くべきではないかというところで、いろいろ書いてあるわけです。今ここ、後ろの ほうに、フローチャート書いてありますよね。そのときに、契約書に契約方法を書くという のが、そこにあると。そうすることによって、契約そのものが明確化されると。曖昧な形で 解釈されないということになるわけです。それと、あと、この下の総価契約のところに、単 価契約の案件であっても、発注限度額を超える場合には必ず総価契約の手続を取る必要があ ると書いてあるんですね。ここの発注限度額というのは、これは、捉え方。何をして発注限 度額と捉えるのか。これは、結果的に国の基準で、要するに、こういう文言が書いてあるん ですよ。私が勝手につくったんじゃなくて。だから、そのときに、発注限度額という捉え方 が、ちょっと我々分からないので、その辺を管財契約課の課長に聞いてみようかと思ったん ですよね。
- ○鎌田委員長 千葉管財契約課長。
- ○千葉総務部管財契約課長 我々の事務手続上の話で申し上げますと、発注限度額という言葉自体は使っておりません。あくまで発注限度額ですので、我々の言葉に置き換えれば、予算額というように読み替えるべきではないかと考えております。
- ○鎌田委員長 志賀委員。
- ○志賀委員 ということは、発注限度額というのは、どこまでも予算額ということですね。ただ、 例えば、先行き分からない、それによっては、要するに、概算の予算額ということですよね。 決まった予算額ではないということですね。決定している額ではないですよね。
- ○鎌田委員長 千葉管財契約課長。
- ○千葉総務部管財契約課長 行政として、発注をする前提としましては、やはり予算というものが当然必要だと思います。予算のない発注というのは現実的には制度上できませんので、そ

こが明確に議決をいただいた予算額と考えるのが妥当なのではないかと考えております。

- ○鎌田委員長 以上ですか。志賀委員。
- ○志賀委員 その次、この4ページですね、3ページの下から4ページですね。

ここには、確定契約という言葉があるんですね、契約に。そのほかに、準確定契約、それから概算契約、これは概算払いというものがあるんですが、塩竈市の場合に確定契約という概念が、私は存在していないと思うんですが、いかがですか。

- ○鎌田委員長 千葉管財契約課長。
- ○千葉総務部管財契約課長 概算契約、確定契約というものは、法律上、法令上の用語ではないというのは、まず理解をしております。確定契約、何をもって確定契約というのかなというところを、いろいろ文献も、私もひも解いてみましたが、契約の目的物、成果物と捉えてもいいですが、そちらの成果物の数量なり契約金額、あとは、履行期限とかそういった要素、契約の内容が締結をしている時点で確定しているもの、それが世間一般で言う確定契約と呼べるものなのかなと考えております。本市におきましては、競争入札で原則的に発注をしておりますので、その際は数量とか納期限、あとは目的物というものを明示した上で契約を締結しているということですので、あくまで契約金額が確定した契約という認識でおります。
- ○鎌田委員長 志賀委員。
- ○志賀委員 そこで、随意契約においても、例えば、将来的に数量とか、あるいは不安定なものを決めて確定ということなら、今の課長のお話から行けばあり得ないわけですよね。結局概算払いとか、概算契約とかという形になろうかと思います。違いますか。将来的に変更がある、例えば、人を雇える事業ですよと、だけれども、それが、確実に、例えば、5人雇わなきゃ、5人が必要あり、使うことが事業で、それが、人は募集したけれども、3人しか集まらなかったと。それはもう、それは払うのは3人分しか払わないですね。それは、だから確定はできないわけですよね。そういうものについては。だから、そういう事業で、結局裁判で確定契約だというふうに言われて、それで、重点分野雇用促進事業では、それは市の言い分が認められたんだけれども、それもまたおかしい話で、産業建設常任委員会として、そこのところ、担当部署困っていたわけですけれども。だから、そんなのは概算払い、国から概算払い契約だって来ているのに、塩竈市が確定随意契約だというような、そういう現実があったわけ。だから、そういうところも、やっぱりちゃんと契約をするときに、契約書に契約方法を書いておけば、後々そういうことが発生しないで済むんだろうというふうに思ってい

るわけですね。それで、この住民監査請求したんですけれども、そのときには、監査からの 回答は、これは紛れもない概算払い契約で、チェックしているから間違いないんだというこ とで却下されたわけです。ところが、そういうふうに監査で言っているんだよというのを、 裁判では、途中から市が確定契約したんだということになって、そしてそれが認められると いうことになったわけですよ。結局、職員の方はそういうことも、結局うそをずっとつき通 さざるを得ない、確定契約ということで、概算払いでもね。だから、今の、どこの課長だ、 イトウ課長いるよね、今ね、彼がどこにいったんだっけ、市民生活課かな、市民安全課かな、 のときに、害虫駆除の事業のやったわけです。そのときに、トラックの扱いについて、交通 費の扱いについて、最初は1日千八百何がし円かの、1万2,000円がリース料としたわけ。資 料ではね。それが、中身聞いたら、1,880円が1日の軽油代で、残りがリース料ですよという。 ところが、リース料の領収書はと言ったらない。それは、間違いで、減価償却費ですと。車 は250万円で買えない、トラック。だけれども、250万円でトラックを買えたということは、 ああいった公的事業の場合は50万円を超える資産の形成は認められていないんです。全部リ ースでやらなきゃならないんです。だから、それを言ったら、また後で来て、間違えました、 自分の会社の持っている車の減価償却入れたんですと言って、そうしたら、その減価償却も、 車も、東京の同業者からただでもらった車だったという、結局、ちゃんとやっていないから うそをつかざるを得なくなるというわけです。だから、そういうのも防ぐには、何回も繰り 返しますけれども、契約書にそういった契約方法をきちんと書いていくことが一番大事なの かなと。職員は、契約したときはこう書いてあるのでそういうことはできませんというふう に、断れるんじゃないかなってね。そういうことがあります。課長、全然認識ないんですか。 ご存じないですか。

- ○鎌田委員長 千葉管財契約課長。
- ○千葉総務部管財契約課長 恐らく、震災直後、23年、24年、25年当時ということでありますと、 今委員おっしゃったような個々の発注内容についてまでは把握はしておりません。
- ○鎌田委員長 志賀委員。
- ○志賀委員 私は、7年間ずっとそれを定例会で質問してきて、関心がないと困るんだね。職員 の方が。そうすると、だから結局また同じことの繰り返しになる可能性があるからね。だから、そういうことのないように、やっぱり真剣にこの案を精査していきたい。それで、自分 たちがそういうことをやらされることのないような仕組みをやっぱりつくっていかなきゃい

けないんじゃないかと私は思っているわけですね。

それと、次に、5ページですね。これは、一般的に書かれたやつをいろいろ付け足してもらって、ほぼ完成形に近いと思います。それで、この部分を見ることによって、監査委員の方が必要書類がそろっているか、そろっていないかのチェックができるようにフローチャートにしていただいたらいいかなと思うんですね。というのは、これも私は監査に対する報告に対して何回も質問しているんだけれども、要するに、何々書類が必要なんですかと、この事業に対して。そうすると、監査は答えられないわけです。本来は、監査はそういう必要書類がはっきり分かっていて、そういう書類がそろっていますね、金額も間違いないですねというところで、初めて監査は判こを押さなきゃいけないはずなんだけれども、残念ながらそういう体制にはなかったということなので、誰が見てもばっと分かるような、書類の流れ、そういったものが、ここにちょっと、このフローチャート、この後ろにずっと書いてありますけれども、そこのところで管財契約課のほうでしっかりと足りない書類のところを付け足していただきたいなというふうに思うわけですが、いかがですか。

- ○鎌田委員長 千葉管財契約課長。
- ○千葉総務部管財契約課長 こういった契約事務のフローチャートということで、発注から履行 確認、支払いまでという流れが一目で分かるということで、こちらは大変よい資料だと考え ております。あと、最終的に履行確認をする上では、支払い、会計規則等々、会計法の観点 もございますので、こちら管財契約課だけではなくて、会計課も実際に協力をいただきなが ら作成しますと、より精度が高まるのではないかと思っております。
- ○鎌田委員長 志賀委員。
- ○志賀委員 ぜひ、そういう観点で、ちょっとこのフローチャートのことを見ていただいて、いるいろ付け加えていただければと思います。

それと、あと、13ページまで飛んで、これも浦戸の瓦礫処理のところで出た、一次瓦礫処理 ですね。一番下の協定書締結というのがあるんですが、この協定書の締結というのは、契約 書に準ずるんですか、塩竈市としては。それをちょっと確認したいんですね。

- ○鎌田委員長 千葉管財契約課長。
- ○千葉総務部管財契約課長 こちらの瓦礫処理仮置き場に関する協定書ということで、私も、実際中身を、こちらを確認したことがございませんので、何とも、どこまでの部分を明記しているのかというものがちょっと把握できておりません。ただ、協定書と契約書というものは、

私個人的な感覚としては、似て非なるものではないのかなとは考えております。ただ、明確な中身は分かりませんので、詳しくはちょっと、踏み込んだ答えはできないと考えております。

- ○鎌田委員長 志賀委員。
- ○志賀委員 結局、この瓦礫処理の一次仮置き場の契約書はないんですよ。それで、全部仮置きの協定書が契約書だという、そういうふうに裁判でなっちゃって、それで済んじゃったんですね。それで、途中で少ない金額で仕事を発注して、それで、今度全体の予算が出てきてから契約をし直ししている、増額の補正というか、金額で、協定書なんかつくっているわけです。だから、協定書というのは、さっき課長言ったように、我々の感覚としては、これも作業のすることの協定書であって、契約書ではないだろうと思っているんだけれども、それが協定書、契約書なんだという塩竈市の訴えが成功して、私の訴えが却下されたわけですけれども、そういったところも、協定書は協定書、契約書は契約書であるよということを、きちっとどこかでうたうことが必要なのかなというふうに感じますが、その辺はできそうですか。課長。
- ○鎌田委員長 千葉管財契約課長。
- ○千葉総務部管財契約課長 そこは、内容をよく精査しながら進めていきたいと考えています。
- ○鎌田委員長 志賀委員。
- ○志賀委員 実は、ここのガイドラインの案の赤字で書いてあるところは、結局載っている、載っていないは、やっぱり我々この委員会での議論もあるし、それと管財契約課は管財契約課としての意見として、これはちょっとガイドブックに載せないで、そのまま、ひとつ、我々の、議員の、要するに、手引きのようなものをつくりたいわけね。だから、そちらに載せたらどうですかというような取捨選択の案も、ちょっと管財契約課でお願いしたいなというふうに思っておりますので、ぜひその辺もさっき言った観点から、やっぱり自分たちの身を守るときはどうしたらいいかという観点、それと、やっぱり議員が、よくいろいろなことを知ってもらわないと、質問もできない。それで、結局答弁も、うそを言われても分からないと、そのまま物事が残ってしまうという状況では、これは具合が悪いので、そういった意味でのガイドブック的なものが、やっぱり議員には議員で必要だろうという形で、何でもかんでも一本化するんじゃなくて、そういう二通りの案で考えて、ちょっといろいろアイデアを提供していただければと思います。よろしくお願いします。

○鎌田委員長 終わりですか。(「はい」の声あり)皆様に確認をしておきたいんですが、この、当委員会では、今回の契約について問題点を指摘して、改善していただこうという、そういった、これは一覧表をつくって、これを提出するというところに主眼を置いています。ただし、契約内容がよく分からないと、提案する側としては、内容がよく分からないと困るので、きちんと我々の確認の意味で、志賀委員から提出されたものを土台に検討しているものであります。ですから、これをそのまま押しつけようという話ではないんですね、今の状態では。でも、これが、フローチャートが、きちんとしたものであることを完成すれば、あと皆さんで必要であれば使っていただくということもできるし、チェックに使うこともできますので、そういう目的で、これは整理をさせていただいております。

その他質疑ございますか。土見委員。

○土見委員 僕のほうから、何点かだけ。

この「契約事務に対する改善案」のリストを、最終的には成果物として提出するということ だったので、それにつながるように内容のほうを見ていきたいと思います。

2ページ、ガイドブック案の2ページ、随意契約に関わるところなんですけれども、随意契約の基準が結局不明確だという話があって、そこのところから「契約事務に対する改善案」の9番にも、安易に随意契約を選択しないようにというふうなことを書かせていただいたんですが、ガイドブック案2ページに、過去の事例として2つあります。ちょっと確認させていただきたかったんですが、「随意契約に至る事由例」でということで、上のほうに様々載っているんですが、この過去の事例、①、②というのは、それぞれ事由例としてはどこに該当するという理由で随意契約になったのか、ちょっとそこを確認させてください。

- ○鎌田委員長 千葉管財契約課長。
- ○千葉総務部管財契約課長 まず、①のほうでございますが、こちらにつきましては、海辺の賑わい地区の土地区画整理事業という、その事業の中で払下げが行われたのではないかなというふうに考えております。一般的な普通財産として払下げをしたのではなく、区画整理の事業、海辺の賑わい地区の事業を行う際に、共同化事業というところで、居住の共同化事業者ということでカイトという業者が設置をされて、そこに随意契約をしたというような経過だったと考えております。この際の随意契約の事由につきましては、一番上、不動産の買入れ、または、借り入れ、普通地方公共団体が必要とする物品のという文言がありまして、その他の契約で、性質上競争が適さないという、こちらのほうに該当するのではないかと考えてお

ります。ただ、この当時の、私も詳しい経過といいますか、書類を見ておりませんので、何 とも確定したことはお伝えできないんですが、事実からするとこれが該当するのではないか なと考えております。

あとは、その上屋の部分、市営上屋の部分ということでございますが、こちらは、もともとは県の上屋を市のほうに払下げを受けたものということでございます。それを、公共の財産として4棟廃止して、普通財産にして売払ったという経過でございますが、そちらにつきましても、この随意契約の事由例で言いますところの一番上の不動産の買入れ、または、借り入れというところで、性質上、目的が競争入札に適しないものというところが該当しているのかなと考えております。

以上です。

- ○鎌田委員長 土見委員。
- ○土見委員 ありがとうございます。そうすると、我々として、ガイドブックなり、この注意すること、随意契約を安易に選択しない仕組みが必要というところは、確かに、事由例の1番としては、1番は非常に内容がどうにでも取れるような内容だと思って、その部分、ちょっともう少し厳密に書かなきゃいけないのかなと思いました。

続きまして、ないです。はい、以上です。

- ○鎌田委員長 ほかなければ。(「補足説明するから」の声あり)そうですか。じゃあ、はい、 志賀委員。
- ○志賀委員 この海辺の賑わい地区の事業の場合は、当初の計画は、地権者の人たちが集まって、集合住宅を3棟建てる計画だったんです。今の港町の大國屋さんのところの交差点の向かい側に、ちょうどこの窓一つぐらいの大きな看板があって、そこに集合住宅3棟あったと。それで、私は見たときに、市が建てるんだなと思ったんです。そうしたら、違うんですよ。地権者たちが金かけて建てろと言って、誰も応じるわけないですよね。だから、結局定住促進のためということであれをつくった。結局、カイトという会社をつくって、そこに売ったわけですね。マンションつくったんでね。それで、マンションを建てる前に、結構市場の調査をしていました。アンケートを、用紙を新聞に折り込んで。どうですか、こうですかってやったんですけれども。本来は定住促進だったら、住宅メーカーに公売で、その目的で公募してやればいいことなんですけれども、特定の人にそういうことをやったというところに大きな問題があるわけです。カイトという会社は、中身はご存じですよね、こちらね。資本を持っている人ね。そういうとこ

ろなんですよ。だから、そういうことを、やっぱり疑わしきことをやらないような仕組みを構築していかないといけないよと。それで、今の労働金庫の土地なんかは、単価倍で売れているわけですよ。公募して。そうすると、それだけ塩竈市は実質損をしているということになるわけですから。だから、そういったことを未然に防ぐためにどうしたらいいかと、そういうことを教訓として、やっぱり考えていかなきゃいけないなと。

以上です。

- ○鎌田委員長 じゃあ、そのほかございますか。菅原委員。
- ○菅原委員 私から一つだけちょっと質疑して、ちょっと分からない部分で教えていただきたいんですけれども、1ページの3. 契約方式についての指名競争入札というのがありますけれども、その指名競争入札がやはり専門性も必要ですし、業者もやらなくちゃいけないということで、何者か、多分、選定されるわけですけれども、その中で、期間が長く設ける方がいいというのは、ここにも書いてありますけれども、この辺どうなのか。それから、第三者が入っての指名委員会のメンバー構成を見直したらいいのかというのと、それから、業者の選定を機械的に、主観的にみなさないで、機械的にできないかというのは3つあるわけですけれども、この辺というのはできるんですか。
- ○鎌田委員長 千葉管財契約課長。
- ○千葉総務部管財契約課長 お答えをいたします。まず、十分な期間を設けるというところでございますが、こちらは、入札監視委員会のほうからも、1者応札を防ぐという観点から十分な期間を設けるべきではないかというご指摘も受けております。こちら、管財契約課としましては、基本、建設業法にのっとった見積もり期間というのは定められておりますので、それにプラスアルファしたカレンダーの土日の暦にもよりますけれども、通常定められた見積徴収期間よりも長く設定をするということに、運用を見直しております。

続いてのご質疑でございますが、指名委員会のメンバーに第三者の参加をということでございますが、契約事務につきましては、自治法上の149条、そちらに普通公共団体の長の権限として契約というものが執行権として位置づけられておりますので、こちらの第三者という方につきましては、執行権のほうに入っていただきますといろいろな責任の問題とかも押しつけてしまうということもございますので、あくまで入札監視委員会のような外部の指摘、監査というような形でしたら契約のほうに関わっていただけるのかなと考えております。

あとは、機械的な、主観を入れずに機械的な選定はできないかということでございますが、 こちらにつきましては、まず、工事につきましては、市のほうで5つの工事、主だった市内業 者がいっぱい関われる土木とか建築ですとか、そういった5つの工事につきましては、もうラ ンクを既に設けておりまして、設計金額1,000万円以上でしたらCランクのこの業者のところ、 それ以上でしたらBランクの業者ということで、ある意味少額の工事であればそういったラン クに基づいて機械的に指名をしているという状況でございます。一方、委託につきましては、 市内、県内を含めて業者がかなりございます。その中から絞り込んでいくという過程におきま しては、当然のことながら過去のほかの自治体での施工実績とか、そういったものを踏まえて 選定をしていく必要があるのではないかというふうに捉えております。

以上です。

- ○鎌田委員長 菅原委員。
- ○菅原委員 ありがとうございました。期間に関しては、多分年度内にできる、できないという のも多分あるかとは思うんですけれども、そうすると、期間があれば年度内に収めることがで きるんですけれども、年度を越えてしまう可能性もあった場合、どういうふうになるのかなと いう部分もひとつあります。

それから、指名の場合は、業者の指名がされるわけなんですけれども、私、一回業者から相談あったことあるんですけれども、優先順位というのは、やはり設けてあるのか。それから、市内業者であっても、仙台のほうに入札されてしまうという可能性も多分あると思うんですけれども、そういった原因というのは、何かあるのか、その辺ちょっと教えていただきたいと思います。

- ○鎌田委員長 千葉管財契約課長。
- ○千葉総務部管財契約課長 指名の優先順位でございますが、まずは市内業者、そちらを優先的に指名をするように内部では心がけております。市内業者でできないようなものにつきましては、県内の業者まで広げて指名をするということになっております。あとは、我々指名を、業者を抽出する上では、指名登録の業種別の抽出というものをまず行いますので、発注担当課から上がってきた、委託ですと世にたくさんの業種がございますので、その中で登録業種も数百単位で項目が、ジャンルが分かれておりますので、そこにうまくマッチングした業者を抽出して、そこから施工実績等を踏まえて指名をするということになっておりますので、なかなか業者さんの思いと、登録された内容でマッチングをしないケースというものも中には考えられる

のかなと思っております。 (「分かりました。いいです」の声あり)

- ○鎌田委員長 ほかございますか。志賀委員。
- ○志賀委員 その、今のに絡めてなんですけれども、例えば、指名を受ける業者の技術者の所属 人数とか、そういったものというのは管財契約課ではつかまれているんですか。
- ○鎌田委員長 千葉管財契約課長。
- ○千葉総務部管財契約課長 指名登録を受ける段階で、経営事項審査という、公共工事を請けるのには、まず建設業の許可が必要です。そのほかに、経営事項審査ということで、よくランクづけを基にする点数ございますので、そちらの審査表の中に1級技術者、2級技術者何名ということで、技術者の数は捉えております。ただ、それが常に技術者の方も就職、離職を繰り返すものですから、最新のものとなりますと、こちらでもなかなか補足はできないのかなと考えております。
- ○鎌田委員長 志賀委員。
- ○志賀委員 結局、その辺をきめ細かく把握していかないと、結局指名しても辞退というのもここのところ多いですよね。それで、あと本当は設備関係主体なのに土木工事も指名してみたり、指名されたほうでは、何で俺が指名されて、専門業者が空いているのになということもあったりするんですよ。だから、そういうところを何かしっかりと現況を把握できるような仕組みを構築していくことが必要なのではないかと。そうすると、指名辞退という、要するに、技術者がいなくて指名辞退ということは避けられるようになるんじゃないかなというふうに思います。だって、全体的にそんなに忙しくなくても、何か見ていると7社中6社が辞退したとか、そんなことが定例会で話出てくるんで、そういったところの改善も考えてみてはいかがと思いますが、いかがですか。
- ○鎌田委員長 千葉管財契約課長。
- ○千葉総務部管財契約課長 志賀委員おっしゃられるとおり、今本市においても指名はすれども 応札に応じてもらえないという案件が、特に少額の、先ほど土木でCランクというお話をしま したが、土木で積算額1,000万円以下の工事、それ以外もですけれども、ちょっとなかなか辞退 が相次いで、競争性が全く働いていないというような状況でございます。その一つには、ひょっとしたら技術者の不足というものがあって、参加したくても参加できないという理由もあるでしょうし、あとは、あまりにも規模が小さくて、工事として利益が上がらないというような 理由もあるかと思いますので、その辺は来年度に向けた、いろいろランクの見直しというもの

も検討しておりますので、その中でよりよい応札しやすいような環境づくりというのもしていかなければならないと考えております。

- ○鎌田委員長 以上ですか。ほかございますか。小高委員。
- ○小高委員 一点だけお伺いいたします。

契約事務ガイドブック、フローチャートの5ページありますが、その中で、どういうふうに 現状なっているのかなと思って聞くんですけれども、業務委託に関して、あるいは、工事請 負でもそうなんですけれども、一つには、何か解決すべき課題があったりだとか、そういっ たところから出発して議案、仕様書、積算というふうになっていって、それから、以下こう いった流れでやられていくのかと思うんですけれども、ちょっと、本当に単純なお話なんで すが、仕様書だったりとか、積算書が、果たして妥当なものなのかどうなのかというところ も、一つ非常に重要な話なのかなというふうに思っておりまして、そういった意味では、実 際につくられる方というのは、一人で全部積み上げていかなきゃいけないのか。あるいは、 それをきちんとチェックできるようなものがあるのかどうか、そこ、基本的なことなんです が、お聞きしたいと思います。

- ○鎌田委員長 千葉管財契約課長。
- ○千葉総務部管財契約課長 まず、仕様書の作成という話でございますが、今応札者が少ないという理由の一つに仕様書のつくり込みが、ひょっとしたら、まずいといいますか、入札価格を算定するのに十分な内容が網羅されていない仕様書というのも、はっきり申し上げて、あろうかと考えております。そういったものについては、まず雲をつかむといいますか、通常の清掃業務ですとか、そういった草刈り業務という単純なものから、コンサルにお願いするような計画策定業務というものまで、仕様書といってもいろいろなパターンが、数限りなく存在しているのかなと考えております。こちらとしましては、担当課で、まず仕様があって積算ができるという前提でございますので、積算ができないものについては、最低でも3者以上から、できれば5者以上から、理想は5者以上から参考見積りを取って、それに合わせて各業者からそれなりの仕様書案というものをいただきながら発注担当課のほうで、それを今回の目的物を納めていただくのに、ある意味いいところ取りをしながら仕様書というものを固めていただくというのもあろうかと思います。

あと、先ほど午前中のお話でもありましたように、先進地の、他市町村の仕様書、そういったものが公開されているようであれば、そういったものも参考にしながらよりよい、精度が

高くて、競争に付した場合でも参考見積をお願いしなかった業者も当然入札に参加しますので、そういった業者さんでもはっきりと金額の積み上げができるような仕様書のつくり込みというのは必要かなと考えております。これは、契約事務の研修会を通してですとか、あとは、管財契約課でも、今仕様書の内容を担当課から来た段階でかなりチェックをするようにもしております。そのような形で、発注担当課と契約担当課で、お互いに内容を確認しながら進めていければと考えております。

以上です。

- ○鎌田委員長 小高委員。
- ○小高委員 分かりました。そういう細々とした、そういう、全部フローチャートの中に一つ一つ入れるというものはなかなか大変だと思うんですけれども、ちょっとこのフローチャートをぱっと見たときに、積算のところまでは、ある意味、前提というか、そういったきちっとしたものができていく前提で進んでいくのが、このフローチャートの流れかと思ったので、ある意味では解決すべき課題というものが、そこの段階からあるのかなという思いもあったのでちょっとお聞きをいたしました。

以上でした。

○鎌田委員長 ほかございますか。(「なし」の声あり)ない。

なければ、暫時休憩いたします。

午後1時54分 休憩

午後2時05分 再開

○鎌田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次回の委員会については、正副委員長にお任せしていただいてよろしいですか。 (「はい」 の声あり)

内容については、本日話し合われましたガイドラインの改善についてと、それから、委員会 としてつくってきました改善案についての総務課、ないしは、管財契約課から意見をお聞き する場にしたいと思いますが、よろしいですか。 (「はい」の声あり)

それから、出席者については、総務課並びに管財契約課の関係者ということでよろしいですか。(「はい」の声あり)

あとは何かしたっけ、資料要求はないか。以上ですか。(「はい」の声あり)

以上で、本委員会を終了いたします。

どうもお疲れさまです。

午後2時07分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

総務教育常任委員長 鎌 田 礼 二